

第三十一回 参議院社会労働委員会會議録第十四号

昭和三十四年三月十日(火曜日)午前十四時四十九分開会

委員の異動

三月五日委員草薙隆圓君辞任につき、その補欠として大谷實雄君を議長において指名した。
三月六日委員大谷實雄君辞任につき、その補欠として草薙隆圓君を議長において指名した。
本日委員横山フク君辞任につき、その補欠として重政應徳君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 久保 等君
理事 勝保 稔君
柴田 栄君
木下 友敬君
常岡 一郎君

委員 有馬 英二君
草薙 隆圓君
紅露 みつ君
斎藤 昇君
谷口弥三郎君
西田 信一君
松岡 平市君
片岡 文重君
小柳 勇君
藤田藤太郎君
光村 甚助君
竹中 恒夫君

國務大臣

郵政大臣

寺尾 豊君

労働大臣 倉石 忠雄君

政府委員

運輸省船員局長 土井 智喜君

労働政務次官 生田 宏一君

労働大臣官房長 渡谷 直藏君

労働大臣官房 松永 正男君

労働省労働局長 亀井 光君

労働省労働 堀 秀夫君

基準局長 堀 秀夫君

労働省職業 堀 秀夫君

安定局長 百田 正弘君

事務局長 常任委員 増本 甲吉君

会専門員 増本 甲吉君

説明員 郵政大臣官 佐方 信博君

人事部長 佐方 信博君

本日の會議に付した案件

○公聴会開会に関する件

○委員派遣承認要求の件

○最低賃金法案(内閣提出、衆議院送付)

○労働情勢に関する調査の件

(昭和三十四年度労働省関係予算の件)

(国際労働条約批准等に関する件)

○委員長(久保等君) これより社会労働委員会を開きます。

この際、公聴会開会等についてお諮りいたします。

三月六日の委員長及び理事打合会において、最低賃金法案の審議は本日から入ることとし、三月二十日から二十三日までの間において公聴会及び地方における聴聞会を開き、各界の意見を聞き、その後も十分審議を行うことに決

定いたしました。

そこで、公聴会の開会承認要求に

関する件についてお諮りいたします。

最低賃金法案(閣法第一三三号)は一

般的関心及び目的を有する重要案件で

ありますので、利害関係者及び学識経

験者等から意見を聞いて審査の参考に資するため、公聴会を開きたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。公聴会の日時、問題並びに公述人の数及び選定その他の手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、最低賃金法案については、公聴会開会承認要求書を議長に提出することといたします。

○委員長(久保等君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。最低賃金法案(閣法第一三三号)審査上の参考にするため、地方の実情を視察し、本案に対する意見等を聴取するため、委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することと決定いたしました。
なお、派遣地、派遣委員の数及び人員に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することと決定いたしました。

御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、委員派遣承認要求書を議長に提出することと決定いたしました。
○委員長(久保等君) 最低賃金法案(閣法第一三三号)を議題といたします。提案理由の説明を願います。
○國務大臣(倉石忠雄君) ただいま議題となりました最低賃金法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。
終戦以来わが国における労働法制は、労働組合法、労働関係調整法、労働基準法など急速に整備されたのでありますが、これらの法制により近代的労働関係が確立され、また、産業の合理化を促進し、わが国の経済復興に寄与するところ少なくなつたことは、否定し得ない事実であります。
労働基準法は、労働条件の最低基準について詳細な規定を設けているのでありますが、同法に定める最低賃金に関する規定は、今日まで具体的に発動されなかつたのであります。これが理由について考えてみますと、まず、終戦後の経済の混乱が最低賃金制の実施基盤をつちかえなかつたことが指摘されるのであります。さらに基本的には、中小企業、零細企業の多数存在するわが国経済の複雑な構成のもとにあつては、労働基準法に規定する最低賃金制のみによつては、その円滑な実施を期し得ないものが存したからにはかならないのであります。
昭和二十五年、労働基準法に基いて

情に關心を有するに至つてゐるのであります。

なかんずく、諸外国において、特に大きな關心をもつて注目してゐるのは、わが国の賃金事情であります。過去において、わが国輸出産業が、ソーシャル・ダンピングの非難をこうむつたのは、わが国労働者の賃金が低位にあると喧伝されたからであります。かかる国際的条件を考えましても、この際、最低賃金制を実施することは、きわめて意義があると考へるのであります。

しかしながら、諸外国における最低賃金制の実施状況を見ても知り得ることく、その方式、態様は決して一様のものでなく、それぞれの国の実情に即した方式が採用されておるのであります。従いまして、わが国の最低賃金制もあくまでわが国の実情に即し、産業、企業の特長性を十分考慮したものでなければならぬことは申すまでもないところであります。

政府といたしましては、最低賃金制の大きな意義にかんがみ、最低賃金制のあり方についてはかねてから検討して参つたのであります。昭和三十三年七月、中央賃金審議会に、わが国の最低賃金制はいかにあるべきかについて諮問したのであります。同審議会は、その後、真摯な審議を重ねられ、同年十二月に至り答申を提出されたのであります。その内容については、一部の労働者側委員が賛成できない旨の意見を述べたほかは、他の労働、使、公益全委員が賛成されたのであります。さらに答申の提出については、全員が一致されたのであります。同答申は、その基本的考え方として、産業別、規

模別等に経済力や賃金に著しい格差があるわが国経済の実情に即しては、業種、職種、地域別にそれぞれの実態に応じた最低賃金制を実施し、これを漸次拡大していくことが適当な方策であると述べてゐるのであります。

今日においても、最低賃金制の実施は中小企業の実情にかんがみ、時期尚早であるとの論も一部にはあるのであります。が、現実には即した方法によつてこれを実施するならば、中小企業に摩擦と混乱を生ずるようなことはなく、その実効を期し得られるものであり、むしろ中小企業経営の近代化、合理化等わが国経済の健全な発展に寄与するものと考へるのであります。

以上の見地から、政府といたしましては、中央賃金審議会の答申を全面的に尊重して最低賃金法案を作成し、第二十八回国会及び第三十回国会に提出したのであります。両国会とも、衆議院においては政府原案通り可決されたのであります。が、参議院において審議未了となりましたので、ここに重ねて、同内容の法案を提出いたしました次第であります。

次にその主要点について御説明いたします。

その第一は、最低賃金の決定は、業種、職種または地域別にその実態に即して行ふこととあります。最低賃金制の基本的なあり方について、全産業一律方式をとるべきであるとの意見があります。しかしながら、わが国においては、産業別、規模別等によつて経済力が相当異なり、また、賃金にも著しい格差が存在するのであります。して、かかる現状において全産業全国一律の最低賃金制を実施することは、

ある産業、ある規模にとつては高きに失し、他の産業、規模にとつては低きに失し、これがため一般経済に混乱と摩擦を生じ、本制度の実効を期し得ないおそれがあると考へるのであります。ここに対象となる中小企業の実態を最も適切に考慮して最低賃金を決定し得ることく、業種、職種、地域別に最低賃金を決定し、漸次これを拡大していくこととした理由が存するのであります。

第二は、最低賃金の決定について、当事者の意思をできる限り尊重し、もつて本制度の円滑なる実施をはかるため、次の四つの最低賃金決定方式を採用してゐることとあります。

すなわち、その第一は、業者間協定に基き、当事者の申請により最低賃金を決定する方式であり、第二は、業者間協定による最低賃金を、一定の地域における同種労働使全部に適用される最低賃金として決定する方式であり、第三は、最低賃金に関する労働協約がある場合に、その最低賃金を一定の地域における同種労働使全部に適用されるものとして決定する方式であります。

これら三つの方式のいずれの場合も、政府は、中央、地方に設けられる労働公益各同数の委員よりなる最低賃金審議会の意見を聞いて最低賃金を決定することといたしてあります。第四は、以上一ないし三の方式によることが困難または不適当である場合に、行政官庁が最低賃金審議会の調査審議を求めて、その意見を尊重して最低賃金を決定する方式であります。

以上のごとく四つの決定方式を採用し、それぞれの業種、職種、地域の実情に即して最低賃金制を実施すること

とし、もつて本制度の円滑にして有効な実施を期した次第であります。

第三は、決定された最低賃金の有効な実施を確保するため必要な限度において、関連産業労働について最低賃金を定めることができることとしたこととあります。

わが国の中小企業は零細規模のものが多く、その経営は下請的、家内労働的な性格を有するものが多いのであります。しかも、わが国においては、これら中小企業と併存する関連家内労働者が多数存在し、これら家内労働者の労働条件には劣悪なものが少なくないのであります。しかし、一般の雇用労働者に最低賃金が適用され、これと関連する家内労働を行ふ家内労働者の賃金が何ら規制されない場合には、家内労働との関係において最低賃金の有効な実施を確保し得ない事態を生ずるおそれがあるものであります。

もとより、家内労働については改善すべき幾多の問題がありますが、政府は家内労働に関する総合的立法のため調査準備を行うとともに、さしあたり、本法案中に必要な限度において最低賃金に関する規定を設け、最低賃金制の有効な実施を確保すると同時に、家内労働者の労働条件の改善に資することとした次第であります。

以上が本法案の主要点であります。が、本法の適用範囲は、原則として労働基準法及び船員法の適用あるもの全部とし、これが施行に関する主務大臣は労働基準法適用関係については労働大臣とし、船員法適用関係については運輸大臣としてあります。その他、最低賃金審議会の設置運営に関する事項、業者間協定締結等に対する援助、勧告

及び違反の防止等に関する所要の規定を設けるほか、関係法令に関する整備を行い、もつて最低賃金制の円滑なる実施を期したのであります。

最低賃金制を法制化することは、わが国労働法制上まさに画期的なことであり、かつその意義もきわめて大きいと信ずるのであります。しかしながら、何分にも最低賃金制はわが国においては初めての制度であります。いかにわが国の実情に即した最低賃金制でありましても、これを円滑有効に実施するためには中小企業の経営基盤の育成をはかることが必要であることは申すまでもないところであります。して、政府といたしましては、最低賃金制の実施状況等を勘案しつつ、中小企業対策等について今後とも十分配慮を行なつて参りたい所存であります。

また、いかに大きな意義を有する最低賃金制が実施されたとしても、本法制定の趣旨が十分認識されず、本制度があやまつて運用される場合には、労働関係の安定が阻害されるのみならず、社会経済の混乱を招くことにもなるのであります。政府といたしましては、本制度に対する労働者の深い理解と、絶大なる協力を期待するとともに、広く国民一般の支援を求め、これが円滑なる運営をはかりたいと存じてゐる次第であります。

以上が最低賃金法案の提案理由及び概要でございます。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(久保等君) 次に、政府委員から本案に対する細部説明を聴取いたします。

○政府委員(堀秀夫君) 最低賃金法案

の細部につきまして御説明申し上げます。

第一条は、本法の目的を規定したものでありまして、いわゆる全国全産業一律方式をとらず、業種、職種、地域別にそれぞれの実情に即した最低賃金を決定する方式をとることを明らかにしたと同時に、その目的は、第一義的には、賃金の最低額を保障することによって労働条件の改善をはかり、これによって労働者の生活の安定に資するとともに、あわせて労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資し、ひいては国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることを明らかにしております。

第二条は、本法において使用される労働者、使用者、賃金、委託、委託者、家内労働者、工賃その他の用語の定義を規定したものであります。本法でいう労働者、使用者、賃金とは、それぞれ労働基準法の労働者、使用者、賃金と同義であることが明らかにされておりますので、労働基準法の適用を受ける船員についても適用されております。本法は原則として基準法または船員法の適用を受ける使用者及び労働者に適用されることになるわけでございます。

次は第三条でございますが、第三条は、最低賃金の決定に当って考慮しなければならない三つの原則を述べております。最低賃金を定めるに当りましては、その最低賃金の決定にかかる労働者の属する地域における労働者の生活計費が考慮されるべきことは当然でありましたが、これと同時に、類似的労働者の賃金と通常の事業の賃金支払能力

が考慮されるべきことが必要であります。最低賃金を定めるに当っては、これら三つの要素が勘案されなければならぬことを規定しております。

第四条は、最低賃金額の定め方について規定したものでありまして、わが国における賃金慣行の実情にかんがみ、原則として、期間の単位によつて定めることとし、その期間は、時間、日、週、月、いずれにもより得ることとしたのであります。しかしながら、当該最低賃金の適用を受ける事業または職業において、一般に賃金が出来高払制その他の請負制で定められている場合であつて、労働時間を算定しがたい等のため、時間、日、週または月によつて最低賃金額を定めることが不適当であると認められるときは、出来高賃金率等労働省令で定めるところにより、最低賃金額を定めることができるとしております。

第五条は、最低賃金のいわゆる刑事的効力及び民事的効力を規定することと、最低賃金の対象とならない賃金の範囲を定めたものであります。まず第一に、使用者は、その使用する労働者であつて、最低賃金の適用を受けるものに對し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないという最低賃金の効力を規定したものであります。

第二に、最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間で締結された労働契約であつて、最低賃金額に達しない賃金を定めるものにつきましては、その労働契約のすべてを無効とするのではなく、その部分のみを無効とし、無効になった部分については、最低賃金と同様の定めをしたものとみなして、

最低賃金に補充的効力を認めることとしたのであります。

第六条は、現物給与の規定でございます。いわゆる食事その他の現物給与の支給は、評価が適正に行われぬものとなるときは、最低賃金の適用に當りその実効を期しなげたいので、これらのものが適正に評価されなければならぬことを明らかにしたのであります。

第七条は、一人の労働者について、二つ以上の最低賃金が競合する場合におけるこれらの最低賃金の効力の優先関係を規定したものでありまして、そのうちの最高のものにより第五条の規定が適用されることとしたことであります。

第八条は、適用除外の規定であります。一般労働者について最低賃金が決定された場合、精神、身体の障害により著しく労働能力の低い者、試みの使用期間中の者、職業訓練法に基づく事業内職業訓練を受ける者、所定労働時間の特に短かい者等もその最低賃金を適用することといたしますと、これらの労働者の雇用の機会を奪ひ、かえつて労働者にとって不利益な結果を招くこととなりますので、許可を条件として、これらのものについて適用除外を認めたいのであります。

第九条は、業者間協定に基づく最低賃金の決定の手続、決定された最低賃金の適用範囲等について規定したものであります。使用者または使用者の団体の間に、賃金の最低額について定める協定、または賃金の最低額に関する協定を含む協定が締結され、その協定の当事者全部の合意により、その業者間協定における賃金の最低額に関する

定めによつて最低賃金を決定することを申請した場合に、労働大臣またはその地域を管轄する都道府県労働基準局長は、最低賃金審議会に諮問し、その意見を尊重して、当該業者間協定の定めに基づく最低賃金を決定することができるとしたものであります。

第十条は、業者間協定に基づく地域的最低賃金の決定の手続、要件及び適用範囲等について規定したものであります。一定の地域において、第九条の規定により最低賃金が決定された場合において、当該地域においてその最低賃金の適用を受けない使用者、すなわちアウトサイダーが存在するために当該最低賃金の実施が確保されたいと認め、それらアウトサイダーの使用とする労働者の労働条件を改善する必要がありまゝるので、当該地域の同種の労働者の大部分に最低賃金が適用されている場合に、その適用を受ける使用者の大部分の申請に基き、その地域の同種の労働者すべてに適用する最低賃金を決定し得ることとしたのであります。

第十一条は、労働協約に基づく地域的最低賃金の決定の手続、要件及び適用範囲等について規定したものであります。一定の地域の同種の労働者の大部分に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合におきまして、前条と同様の趣旨により、その地域のアウトサイダーにも適用される地域的最低賃金を決定し得ることを定めたものであります。

第十二条は、第十条または第十一条の地域的最低賃金の決定に際して、これによつて本法による義務を負担することとなるアウトサイダーの使用に

認められる異議の申し出の手続及びこれに対する救済方法について規定したものであります。

第十三条は、申請に基いて決定する第九條、第十條または第十一條の最低賃金に関する改廃手続について規定したものであります。

第十四条は、労働大臣または都道府県労働基準局長は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善をはかるために必要があるとき、認められる場合には、業者間協定及びこれに基づく最低賃金の申請の機運の醸成をはかるために、関係ある使用者またはその団体に對して、賃金の最低額に関する業者間協定の締結、改正の勧告ができることを定めたものであります。

第十五条は、労働大臣または都道府県労働基準局長が、以上のような決定、勧告をしようとする場合には、事前に労働、公益三者構成の最低賃金審議会に諮問し、その意見を尊重して決定または勧告を行わなければならないことを定めたものであります。

第十六条は、一定の事業、職業または地域の賃金の低廉な労働者について、その労働条件の改善をはかるために必要があるとき、認められる場合であつて、前条の方法によつて適正な最低賃金を決定することが困難な場合であると認めるときには、労働大臣または都道府県労働基準局長は、最低賃金審議会の調査審議を求め、最低賃金審議会の提出した意見を尊重して、最低賃金を決定することができることを定めたものであります。

第十七条は、最低賃金に関する決定の公示及び効力発生時期について規定したものであります。

第十八条は、最低賃金の効力の存続と、その基礎となつた業者間協定または労働協約の変更、消滅との関係について規定したものであります。

第十九条は、最低賃金を労働者に周知させるべき使用者の義務について規定したものであります。

第二十条は、最低工賃の決定について、その要件、手続及び適用範囲並びに最低工賃の改正または廃止の決定の要件及び手続について規定したものであります。すなわち、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者と、これを使用する使用者が、第十条、第十一條または第十六條第一項の規定によつて最低賃金の適用を受ける場合には、その同一地域内に営業所を有し、当該使用者と同一または類似の事業を営む委託者と委託契約を締結している家内労働者のうち、当該労働者と同じまたは類似の業務に従事しているものについては、労働大臣または都道府県労働基準局長は、かかる家内労働者の労働条件の改善をはかり、あわせて当該最低賃金が有効に実施されるため必要があると認めるときは、最低工賃の決定をすることができ、これを規定したものであります。第二項は、これと同一視すべき家内労働者について、同じく最低賃金を定めることができることを明らかにしております。

第二十三条は、最低工賃の刑事的効力及び民事的効力を規定するとともに、現物給与等の評価が適正にされるべきことを定めたものであります。最低賃金の場合に、原則として準ずるわけでありませう。

第二十四条、第二十五条は、最低賃金の実施を確保するための最低工賃額の明示、帳簿の備付等の義務を規定したものでございませう。

第二十六条以下は最低賃金審議会の規定でありまして、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会の設置、権限、組織、委員及び特別委員、会長及び会長代理、専門部会等につきまして、その内容を規定し、労働大臣または都道府県労働基準局長は、本審議会の意見を尊重して決定、勧告を行うことを規定したものでございませう。

次は第五項でございませうが、第三十条、第三十四条は、政府及び労働大臣は、関係者に対し、関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助を行い及び必要な調査を行うことについて努力すべきことを規定したものでございませう。

第三十五条は、本法の実施のために必要な報告義務について規定したものでございませう。

第三十六条は、最低賃金及び最低工賃の決定、その改正または廃止の決定並びに業者間協定の締結、改正の勧告についての労働大臣の職権と都道府県労働基準局長の職権との配分について規定したものであります。

第三十七条、第三十八条、第三十九条は、本法の実施の掌に当る労働基準監督署長、労働基準監督官の職務権限等について規定しております。第四

十條、第四十一条、第四十二条は、船員に関する事項についての規定でございまして、船員に関する本法の適用については、運輸省が所管するものとします。また、最低賃金審議会の職務を船員労働委員会に行わせること等について規定したものでございませう。

第四十三条は、本法の実施のための省令について規定したものであります。

第六章は、最低賃金または最低工賃の不払いについての罰則を規定したものでございませう。不払いについて、一万円以下の罰金に処することを規定するとともにその他の義務違反についての罰金について規定する、いわゆる両罰規定を設けております。

最後に附則でございませうが、附則第一条は、本法の施行期日について規定したものであります。この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で各規定につき、政令で定める日から施行することを規定したものであります。

第二条、第三条、四條、五條、六條、七條は労働基準法、国会議員法、船員法、国家公務員法、運輸省設置法、労働省設置法につきまして、最低賃金法の実施に伴い、必要な整備、改廃を行う規定でございませう。

第八条は、労働組合法の一部改正でございまして、本法十一条は、一定の地域内の同種の労使の大部分が最低賃金に関する一または実質的に同一の定めをする二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合に、当該地域の同種の労使のすべてに適用する最低賃金を決定できることとしたのであります。組合法十八條は、労働協約の地

域的拡張適用を規定しておりますので、その間の連絡を労働組合法十八條第四項として規定を設けたものでございませう。

第九条、第十条は、地方公務員法、自衛隊法の一部につきまして、最低賃金法の実施に伴う所要の整備を行うものでございませう。

以上が、本法案の細部についての御説明でございませう。

○委員長(久保等君) 御質疑を願います。

○小柳勇君 質問の前に……。小柳でございませうが、この画期的といわれる最低賃金法が今上程されておりますが、船員法の担当大臣たる運輸大臣が御出席ないのはどういふわけであるか、御答弁願いたいと思ひます。

○委員長(久保等君) すぐ出席するようには手続をいたしたす。

○藤田藤太郎君 ただいま提案理由の事務的な説明も終つたのでありますけれども、しかし、最低賃金法は、世界をながめてみましても、今日、四十九カ国が最低賃金制を、これは法律で定めて実施しているというのが現状であります。そういう意味からいいますと、最低賃金制そのものをこしらへるといふことは、むしろおそい段階だと私たちが考えております。問題は最低賃金制をこしらへるといふことは、何と云つても低所得労働者の生活を守ることに労働者の保護をして、いろいろの経済の面、その他の面にそれが繁栄の道をたどらしていくといふ、これは大きい意味におきまして、そういうりつぱなものを作らなければならぬと私たちは考えております。しかし、今提案されたこの最低賃金法を見てみま

すと、賃金そのものは、何といつても労働者が働く――そうして労働者の働いているものの意見というものが、どういふ工合に賃金または最低賃金制もそうですけれども、反映をし、妥当な賃金制といふものが作り上げられなければならないかといふところに根本の問題があると思ひます。ところが、この法案の中心をなしているのは、業者間だけが賃金支払い協定をして、それとそれが最低賃金法との中心的な柱になつてゐる。こういうことになる

と、実際に、客観的に、世界で最低賃金制、最低賃金といふものを作る意義とは、少し私の考えから見ればはなれてゐるような気がするわけでありませう。そこで、私たちは、この法案をめぐり十分な審議をして、よりよい最低賃金法を作らなければならぬと考えておるわけにございませう。私はそういう意味からいいますと、きょう提案されたこの法案、それから今日、四十九カ国実施している世界の最低賃金、世界の人が最低賃金といふものをどういふかまえてこしらへてゐるか、こういう問題を十分にわれわれが知悉して、その上に立つて私たちが、よりよい最低賃金をこしらへなければならぬ、こういう工合に考えるのでございませう。そこで私は、多くの問題、この審議するための資料の問題に入と思ひますけれども、しかし、私は何といつてもここでお願いしたいのは、最近の世界各国の賃金決定方式が、最低賃金の決定方式がどういふ工合に進んでゐるか、こういう問題でございませう。で、そういう問題が私は、われわれ委員会としては十分に調査審議をいたしまし

て、そして非常に重要な、われわれの最低賃金法案をきめるのに重要な役割を持つと思ひますから、その点についての説明をお願いしたい。

○政府委員(堀秀夫君) 最低賃金制は、御承知のように、十九世紀末、ニュージーランドとオーストラリアで初めて採用されて以来、各国においてそれぞれの沿革を経て採用され発展してきたものでございます。現在におきましては、日本を除く世界の主要七十八カ国のうち、最低賃金に関する法制を有しておることが明らかな国は四十九カ国であります。しかし、この中には、法制だけあって具体的に実施を見るに至っていない国が四カ国ありまゝるもので、一応四十五カ国で実施されておるものと考へられます。また、最低賃金に関する法制を有しない国は十五カ国でございます。

次に、最低賃金の決定方法につきましては、それぞれの国情に応じて種々の方式を採用しておるわけでございす。大体におきまして四つの方式が代表的なものでございす。

第一は、賃金委員会を設けて、この賃金委員会において最低賃金を決定するか、あるいは賃金委員会の答申等に基づいて行政機関が最低賃金を決定する方式でございます。

第二は、仲裁裁判所方式でございます。これは仲裁裁判所を設けて、その裁定もしくは決定等によりまして、その際に最低賃金の拡張適用等を規定する方式でございます。

第三は、法律で最低賃金をきめておる方式でございます。これは法律の中に、最低賃金額が幾らであるという

ようなことを直接規定する方式でございます。

第四番目は、団体協約の拡張適用方式でございます。これは大陸系諸国等において通常設けられておりますが、団体協約等について同じ地域内の同種の労使につきまして、その拡張適用を政府機関が決定して行ひ、このような方式でございます。

大体におきまして以上のような四つの方式に分れるのでございすが、国によりましては、これらの方式をからみ合せて実施しておるところも相当ある実情でございます。

○藤田藤太郎君 私、今の御説明あつたものを資料をお願いしたいのであります。今四つの賃金を決定する方式というものがあつた。この四つの方式を見てみますと、今の最低賃金法の骨子になつてゐる業者間協定、要するに、労働者が賃金決定に参加してないようなものを中心にして最低賃金方式をきめてゐる国はないように思ふのですが、その点はどうか。

○政府委員(堀秀夫君) 業者間協定方式と申しまして、これは、業者間協定に基いて、当事者の申請によりまして、労、使、中立三者構成の最低賃金審議会がこれを審議し、その意見によつて労働大臣が決定を行ふものでございす。これは、先ほど申し上げました第一の賃金委員会方式に入るものである、このように考へております。なお、業者間協定についての例でございますが、これはニュージーランド当時、アメリカにおきまして、大統領が、業者の間でいわれるコードをきめて、これを申請し、認可するといふような方式をとつた例がございす。

○藤田藤太郎君 今の法案を見てみますと、そういう今の御答弁のあつたようなニュアンスというものがなかなか出てこないのではありませんか。ILOの二十六号、最低賃金の条約というものは、どういふ内容を持つてゐるか、御説明をお願いす。

○政府委員(堀秀夫君) ILO二十六号条約は、御承知のように、各締結国が、団体協約その他の方法による賃金の有効な規律のための施設が存せず、かつ賃金が例外的に低廉な若干の職業または職業の部分において使用される労働者のため、最低賃金率を決定し得るための制度を創設し維持することを約したものでございす。本条約を批准する各締結国は、最低賃金決定制度の性質及び形態並びにその運用方法を決定するの自由を有す、という旨にございす。ただし、その中におきまして、最低賃金制を設けて運用する場合に、労働者、使用者が対等の立場でこれに参加すること及びこの最低賃金制の実施につきまして、監督、制裁の制度により必要な強制力が加えられるべきことを述べておるわけであります。

○委員長(久保幸君) 途中でありますが、委員の異動を報告いたします。三月十日付をもつて、横山フク君が辞任し、その補欠として重政庸徳君が選任されました。

○藤田藤太郎君 ILOの二十六号条約、統一した賃金決定に関する勧告といふものについては、賃金決定は、こういう工合にやつていくのだというところを非常に詳しく述べていると思うのです。そういう条項をつぶさに

見てみますと、賃金をきめるのには、何といつても出発点から、働いてゐる労働者の意見が入れなければ意味がないのだといふことはILOの機関がきめたといふことは、世界の人がそれを承認している、そういう方向で賃金をきめていかなければいかぬ、そういうしやないかと、私はきめてゐるものだと思ふのです。それから、この業者間協定といふ問題に入つてくると、これが中心になる法案といふものを見ますと、非常に片手落ちじやないかという気がいたします。

そこで私は、資料の要求をしておきたいのでありますけれども、今お述べにいたしましたようなものを資料にしたいだきたいと同時に、特にアメリカ、イギリス、フランス、フィリピン、ソ連また中国、こういう国の委員会または審議会構成、それからまた、権限、こういうものが一つであります。それから二番目は、労働者、要するに労働後決定までの期間、どういふものを規定しているか。三番目は、行政機関の権限、権限ある機関である国会との関係が、賃金決定としてどうなつてゐるか。それから賃金決定に考慮する条件であります。これは何かという、一応出発の方向としては、生活水準、地域の労働者の賃金水準、それから支払能力といふ問題が議題になつておりますけれども、しかし、今日の最低賃金をきめるほとんどの国は、労働者の生活水準、地域の賃金水準といふものを中心にして最低賃金をきめてゐる。これから見ると、この法案から見ると、少し私は、今日の事態から見れば食ひ違ひがあるじやないか、こういう工合に思ひますから、その点を一つ資料

にして出したいだきたいと思ひます。それから現在行つたてゐる賃金の決定額といふものを一つ出したいだきたい。それから一般労働者に、意見聴取とか、そういう形の手続がどうなつてゐるか、こういう点もつけ加えて、そういう私が今申し上げましたようなことを一つ資料で出したいだきたいと思ひます。それから資料は、本日から審議するのでありますから、気のつきました資料だけを先にお願ひをしておきます。

そこで、私は労働大臣にお尋ねするのでありますけれども、「諸外国において、特に大きな関心をもつて注目しているのは、わが国の賃金事情であります。過去において」云々と、「ソーシャル・ダンピングが」云々と、こういうことがあつた中に出てきております。問題は、私は、その国の賃金水準といふのは、各国はよく知悉し、どういふ形で生産といふものが行われ、労使の状態がどういふ状態にあるか、賃金の状態がどうか、労働条件の状態がどうか、こういうものは、昔と違つて、今日では貿易の問題にまで非常に重要な要素を持つてゐると思ひます。そういう意味からいいますと、この最低賃金法案を見ますと、私の認識からすれば、今日の日本の政府の経済政策といふものは、独占資本といひますか、大資本といひますか、そういうところは保護されてゐますけれども、中小企業や零細企業は保護されてゐない。そういう保護されてゐない、たとへば、そういう保護されてゐないものを非常に困難な状態に置いておいて、困難な状態に置かれてゐる中小企業や零細企業が、業者間同士で自分

の支払能力というもので賃金をきめ、働いている労働者の意見も聞かずに賃金をきめて、そうして業者間協定を作る、こういう形のもの最低賃金法へ発展していくということになります。これは国内の問題だけでおさまらないと思う。何と云っても、外国から見れば、ソシアルダンピングの非難をこうむった大臣はおつしやつていますけれども、この最低賃金立法がよし日本にできまして、同じ汚名をこうむるのじやないかと私は思う。そういう点について、大臣はどういう場合にお考えになつてこの提案をされたかというのを聞きたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) お説のように、わが国の産業構造は複雑でありまして、大産業と中小企業、なかんずく零細企業との間における賃金格差というものは相当な開きがあります。そこで、元来賃金というものは法律で決定するといふふりなことをすべきでない、と私は思つております。しかしながら、労使自主的に賃金を決定されるというところに放置いたしておきましたならば、なお零細企業等においては救われないものがある。そこで、やつぱり私は最低賃金制というものの必要性をここに痛感したわけでありまして、その最低賃金もやはり企業と労働というものが一緒になつて、零細なら零細なりにやはりそれをより立てていかなければならない。そういう場合に、その零細企業を維持推進して参るだけの力をつけてやらなければならぬ、これは日本の産業政策として当然とらなければならぬところであると思ひます。従つて、最低賃金制を実施するに当りましては、一方におい

てはそういう支払能力を考慮されるような、心配されるような零細企業については、特に最低賃金を実施してもなおやつていけるというふうなこれを育成しなくちゃならない。従つて、中小企業対策というものが、一方において並行的に重大な意味を持つものである。

そこで、ただいま政府が提案をいたしまして御審議を願います。その程度の最低賃金法です。なおかつ、地方の商工会議所等に参加しておられるいわゆる中小企業中の零細企業者はいまだに釈然といたさない、やはり反対を唱えておるものもあるわけですが、そういう人々に、どのようにしてこの最低賃金の場合に、やはり支払い能力を維持してあげるかというところに先ほど申しましたように一方において努力をし、同時に、最低賃金を実施するように努力をしていきたい。そこで、日本の最低賃金、なかんずく零細企業の方の最低賃金、それもやはり輸出産業等にはもちろん影響のあることでもあります。従つて、そういうことにつきましては、私も重大な関心を持つものであります。しかしながら、賃金というものは、御承知のように、たとえばアメリカと日本の賃金のベースを比較すると、こういうときにやはりその国の国民所得、その国の経済の実態等に依つてそれぞれ立場があるわけでありまして、私は日本の平均賃金ベースが決してアメリカに比較して高いと申すものではありませんけれども、日本がたとえばアメリカに輸出をするという場合に、ただ一般的に、概念的に日本は低賃金であるからこれがソーシヤル・ダンピングだといふふりなことは当たらないと思ふのであ

りまして、従つて、私も賃金そのものが上昇することは好ましいことではあります。最低賃金というふうな、ただいま御審議を願つておるようなものが通過するということは、やはりそのだけ国際貿易上においても日本の信用力を増すことであつて非常に望ましいことである、こういうふうな考えております。

○藤田藤太郎君 今労働大臣は、国内においては中小企業の保護政策をとる、で、国際的にもこの最低賃金法ができれば信用を回復するといふ認識に立つておる、こういう場合におつしやいました。しかし、私は何もアメリカの賃金に今せよと言つてゐるのではなく、問題は賃金を決定するときに、どういう形で賃金が決定されるかというところに問題の焦点が私はあると思ふのです。たとえば、今国内の中小企業保護政策をとるとおつしやつたけれども、今日の中小企業や零細企業が、今の政府の経済政策の中でどれだけ苦しい状態に置かれておるか、私はもう説明する必要はないと思ふ。どういふ方法で中小企業、零細企業の保護育成政策をとられたかといふことを議論せざるを得なくなつてくるわけでありま

す。もう一つは、今の国際信用が、この最賃法ができた回復するおつしやいますけれども、そのような状態で、またまた日本がチープ・レーバ、ソーシヤル・ダンピングの、これと同じようなコースで、法による最低賃金をきめておるとしか外国人は私は見えないと思ふ。そういうときに、信用回復といふものはどういふ格好で出てくるのかといふことが、私は非常に疑問なん

です。零細企業、中小企業においても、ここで働いておる労働者が労使対等の労働法の原理に立つて賃金をきめていく、そういう中から賃金がきまると、またまた最低賃金というものがきまつていくというシステムであれば、それなりに国内の経済力その他において他の国は見るでございましょう。しかし、そういう形をとらないで、ここで、国内ではこうする、あつたと言つても、私はなかなか理解ができません。先ほど私は、少し基準局長のときに質疑をしたんですけれども、たとえばアメリカに業者間協定のようなものがあったと、こうお答えがありました。しかし、アメリカの産業復興法の中の公正競争規約というものが一九三四年に出され、大統領命令によつて業者間協定らしきものができつております。しかし、一九三八年に公正基準法を作つて、最低の生活、非常に低い生活をしてゐる人を、何とかしてそこへある一定の生活のできる賃金を法できめようといふ目的があつてそういうものがアメリカにはあつた。日本ではそれがあつたに、今のよう業者間における協定だけでもつて最低賃金事足りといふもの考へ方には、アメリカのこのことをよくお目ににりますけれども、もう根本的にこれは最低賃金をきめようとする心がまえが問題だ、私はそう思う。先日もここで私は、よく政府がアメリカの関係を出されるから、言つたのでありますが、失業問題についてでもそうです。たくさん失業者が出てくると、二十六週間の失業保険手当を三十九週にする、そうして失業者を救済するといふ手続をとる、だから私はもう政治をやろう、行政をや

らうといふ根本的な心がまえがこの法案に露骨に現れておる、そういうことはいかに国内で隠しておるとも隠し切れない。これは何と云つても国際的な環境の中で、この賃金そのもの、今度の最低賃金法からくる最低賃金そのものをどういふ形で日本がきめておるかといふことを私は世界中の人はよく知ると思う。そういう場合に、ほんとうに世界の各国の人が、日本では最低賃金立法はできたけれども、そのできたことは、結局労働者の自主的な発意も入つていないし、ほんとうに働いておる者の生活が守れるコースで最低賃金ができておると認識する人は、私は世界の人になんと思ふ。そういう感じを持つわけでありまして、そういう点について重ねてお尋ねをしたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 最低賃金に関する決定要綱の非常に大切な問題を御指摘になつたと思ひます。そこで私も御審議を願つております。法案は、先ほど申し上げましたように、業者間協定に重点が置かれておるわけではございませんで、申し上げたように、四つの方式を持つております。そこで、業者間協定というものがやや変つた形式を第一にとるから、いかにもそこに重点が置かれるように感じられるかもしれませんが、業者間協定そのものが法的効果を持つといふことはありませんで、その協定は直ちにやはり賃金審議会という三者構成のものにかかりまして、そこを経て、その場合には、労働者代表もその決定の審議に参加するわけでありまして、私は労働者の意見といふものが全然無視されておるものとも思ひません。また、先ほど提案理由に申し上げましたように、

団体協約もやはり決定の一つの方式であります。それからまた、同種業者が結びました協定というものに基いて、やはり政府もその地域に決定をするのとをいたしますのでありますから、これらの四つの方式というものは、やはり私は、最低賃金方式の現在の日本の段階においては、まずこの程度がいいではないか。従つて、こういう御意見はわれわれが最低賃金法案を策定いたします参考と諮問をいたしました賃金審議会の答申においても、現状においてはこれでよからうと、私も、これが最終の案だとは決して思つておりません。逐次こういう問題は改善されて、その状況に、客観情勢に応じて改善せられるべきものであると思つておりますが、現在の段階においては、一律決定賃金というふうなことになるまいと、先ほど申しましたように、ある者には低きに失し、ある者には高きに失して、経済界に混乱を生ずるおそれがある、こういうことでは、本法案の程度がきつめて妥当である。しかも、このことが、最低賃金制として外国に出してどうかというお話を、まず最低賃金というものを実施して参る實際的な方向としては、諸外国はもちろんのこと、このようなり方もちろんは認めざるべきものである、こういうふうに確信をいたしております。

そこで働いている人が、憲法でも保障され、労働法でも保障されている団体交渉によつて自分の賃金をきめていく、こういうのが建前でございます。だから、低いとか高いとかいう問題が出てくるのじゃないに、非常に低い生活、低賃金で生活しておられる方を法律できめて、そしてその方々の生活を維持するといふところに最低賃金の主目的があると思ひます。そういう意味からいいますと、方式にはいろいろあります。私たちは何といつても、一律なこの一定限度以下の賃金で働かしてはいけないという形の中で、非常に低い生活をしておられる方をその線まで引き上げるといふ目的、組合も、残念ながら二千万の雇用労働者がおつて、三分の一のちよつとぐらしか組織はされておられません。未組織労働者の方々の生活といふものを、何とかいたしまして、いろいろの条件の中で低い賃金または生活をされていることを引き上げるためには、一律これ以下には使つてはいけないという最低賃金をこしらへることが唯一の低生活者を救う道だと私たちは考へております。そういう意味からいいますと、ここで出て参ります法案自身の問題をとつて見ますと、たとえばこれは詳しくはまた質疑を行いますから何でもございすけれども、根本的に私はやはりその一つは国内の状態、一つは国際的な関係といふ問題の心がまえといふものを私はきよは聞いておきたい。そしてあとは資料を出していただいで、よりつづさに検討したいといふのが私の本日の質疑のつもりでございます。だから、今の労働大臣が今一言触れられましたから、私は少し触れたの

でありますけれども、もう一つ触れてみますと、たとえば、家内工業労働者の最低賃金の問題にしても、最低賃金がきまつた関連産業だけといふことをこゝに見てみますと、本来の意味を持ちます最低賃金立法の意義、要するに、低所得で働いている労働者をどうしてその人を守り、引き上げていくかといふ全体的な趣旨がこの法案には盛りれていないように思ふ。そこに私はさつきから問題にしている問題点が出てくると思ふわけでございます。だから、そこそこあたりをもう少し説明をしておいていただきたいと思ふので

○國務大臣(倉石忠雄) 私どもも、

どうなるべく早く御決定を願つて、本法案が通過して、本法実施の経過を見、同時にまた、続けて研究して参らなければならぬと思ひますのは、家内労働であると思ひます。このことは、御承知のように、日本という国の家内労働の事情といふものは、きつめて複雑多岐でありまして、現在この状態を把握するといふことは非常に困難であります。従つて、そういうものの実態をもう少し正確に把握して、その上で、家内労働に対する最低賃金といふものをどうするかといふことを根本的に考へなければいけないと思ひます。ただいま御審議を願つております本法を通過していただくといふことになりまして、とりあへずはやはりその関連する産業の関係の家内工業について最低賃金を決定するにあらざれば、面點點を欠くことになるのでありますから、私は本法案をまず実施していただいて、そしてその間に

ものを考慮して参りたい、こういうふうに考へております。

○藤田藤太郎君 この最低賃金法案を出しになるときに、たとえば通産省だとか外務省との関係において日本の対外貿易、国際交易との関係について、どういふ工合に影響するかどうかといふようなことをどういふ形で御相談されたか。それからまた、日本には、農業労働者がたくさんおりますけれども、その農業労働者の最低の生活をどうするかといふような問題をどういふ工合にお考えになつたか。そういう点をお聞きしたい。

○國務大臣(倉石忠雄) 政府が本案

を考へ出したのは、もうすでに二、三年前から考へておつたこととございまして、中審で御審議を願つておるのと並行いたしました。政府内部において、それだいたいま御指摘のようないふ関係省とも打ち合せまして懇談をいたしました結果、本案を策定いたしましたわけでございます。

○藤田藤太郎君 そうすると、農業労働者の、要するに最低賃金ですか、そ

ういふものについては、今見なくてもいい。それから国際貿易との関係から見ても、日本がむしろ汚名を受けたやうなことは、この最賃法を作れば、これでそういうものは解消すると、こういう工合にお考えですか。

○國務大臣(倉石忠雄) 第一の方の

お話の、農業関係につきましては、やはり農業に働く、就業する人でも、雇用関係を持たす方については本法が実施されると、こういうふうに了解いたしております。しかし、御承知のよう

なもので、なかなかむずかしいと思ひますが、一応雇用関係を持つものはそういうことであります。それから御承知のように、日本のガット加入などについて英連邦が異議を唱へましたことなども、やはりいろいろ日本の賃金問題などが論ぜられておりました。従つて、通産省とも十分にそういう点は懇談をいたしましたわけでありまして、私も、この法律が実施されることによつて、日本はいわゆる低賃金、特に輸出産業に対する低賃金の攻撃といふふうなものは、私はやはり本法を実施することによつて相当こちらの方の筋の通つた主張ができる、こういうふうに解釈をいたしております。

○藤田藤太郎君 どうも私は、その国際感情といふものは、国際的な関係については、非常にラフにお考えになつておるのじゃないかと思ふ。この前のこの委員会を通産省、外務省から来ていただいた、ILOの国際労働機関の条約とか勧告決議に対する見解を聞いてみたことがございます。外務省の代表の言われるには、百七つ条約があるから、日本は二十四批准しているのだからいいところだ、この内容について検討しようとするこゝに、そういうことをおつしやいました。私はあ

す。私が非常に残念に思うのは、そういう感覚で日本の経済政策や貿易関係をお持ちになつてゐる通産省というものが、むしろ労働者を保護する担当省としては労働省だと思ふのです。だから石田労働大臣、倉石労働大臣、重ねて、国の経済政策を立てるときにはその国の労働者を保護する雇用関係をどうするかという形において日本の経済政策を立てなければならぬ、これはつばにやり遂げるために大臣として決意を披瀝されたことを私は思ひ出すのでございませう。で、そういうことを考えてみますときに、何といつても私は、労働省が、今のよ

はなり得るという心配をするわけございませう。だから重ねてお尋ねしておきますけれども、通産省やまたは外務省に對して、この国際的な関係を認識するためのどういふ努力をされたか、これを一つお聞きしておきたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) 日本の低賃金のことにつきましても、ILO機構でもかなり前から論議されております。そこで、このILO機構において、かつて一九三四年のILO機構で、その当時の事務局長は、「過去二年間に日本の海外市場侵略の成功は過度に低廉な賃金と劣悪な労働条件に基因するソーシャル・ダンピングの形態である」と一般に主張されつつある。このILOはそのためにこれに関する真相調査の目的で、同局の次長モーレットを日本に派遣しまして、その報告の中に、モーレット報告にはこういうことを報告しております。大部分の輸出向け商品を生産する新しい大企業においては、日本においてはソーシャル・ダンピングは存在せず、労働時間、休日、賃金、保健、安全等々を含めて、労働条件は最高の水準にある。このようにILOの年報にモーレット次長が報告をいたしております。その後、アメリカでも、やはりアメリカの議会で対外経済政策委員会というものの議案報告、これは一九五四年であります、日本の賃金のことが問題になりましたが、日本のときにも言つておられます。「不公平競争の最も明確な場合は、特定の商品生産に従事する労働者に対してその商品の輸出に對して一般に承認されてい

賃金水準よりもはるかに低い賃金が支払われている場合である。」ソーシャル・ダンピングといふのは、要するにそういうものである。「ソーシャル・ダンピングとは生産企業において労働条件を押し上げ、あるいはすでにそのような水準にあるならば、これらの条件を低水準に保ち、その結果として生産のコストを減じ、国民的生産物の輸出を助長する行為と定義されよう。」こういうことを報告いたしておるのであります。私もそれはそれの今申し上げましたILOのモーレット次長の報告等を見まして、やはりたゞは外国の人が日本に參つて、そうして今やたとえはドイツと日本という国は、戦後、世界のマーケットにおいて非常な貿易上の競争相手であります。そういう人たちがばく然として日本の低賃金はつまらぬ不正競争であるといふふうなことを論議いたすものがありますけれども、今モーレット報告にも言つておる通りに、特に一つの輸出品に向つて不公平競争をするために賃金をそのために落しておる、こういうのがいわゆるソーシャル・ダンピングである、こういうことを言つておる立場から見ますと、私には、私はやはり、もちろん一般の賃金水準の上昇は好ましいことではありますけれども、現在そういうことのために、日本が特に国際貿易マーケットにおいて排撃を受けなければならぬといふことについては、にわかに賛同しがたいのであります。そういう意味で、私は今御審議を願つております。最低賃金法というやうなものが成立することによつて、やはり貿易上の国際的な立場ははるかに有利に展開していくものである、こういうふうに理解しております。

○藤田藤太郎君 ソーシャル・ダンピングの問題を大臣はこゝで言葉に述べられておるから、私は言つたのであつて、問題はILOの次長がどう言おうとすね、ほかのところでは日本はソーシャル・ダンピングがないといひにやつてもらつたところで、問題は実態なんだ。戦後十年もたつてようやくガツトに加入できた。それは賃金の問題ばかりはおかれた。これは賃金の問題ばかりだとは私は申し上げませんけれども、そういう形の国際交流の歴史を日本は経てゐるわけでありませう。それじゃ低賃金でないといふことを大臣がお話しやるならば、一つその外国の賃金水準がどういふ賃金であるかという資料を私は出してもらいたい。少くとも欧米諸国の賃金を見てみて日本と對比すればすぐできると思ふ。そういう賃金水準の具体的な案を一つ出していただきたいと思ふ、資料として。それでなければ、私は今のやうな議論にはならぬと思ふ。問題はそういうところに私はあると思ひます。だから、それだけ自信を持つてお言ひになるなら、日本の貿易といふものが世界市場で堂々と手を振つてどこへでも自由に貿易が、たとへばソーシャル・ダンピングというやうな、まあ言葉はともかくとして、低賃金労働によつてこういう製品ができてゐるといふやうな意見が、また批判が外国で出ないやうな状態といふものにあるかどうか、ここが問題なんです。ただこゝでどう言つたといふことだけじゃ私はないと思ふ。その実質の問題を私は先ほどから少しお尋ねしたわけなんです。だから私は、何といつても、この法案自身の持つ政府側から言われる意義といふもの

と、私たちが見ている意義といふものには大きな食い違ひがある。だから先ほどお尋ねしたように、直接の関係のある通産省や外務省に日本の将来の、六次産業国といわれている日本の姿といふものが、将来国民の生活を守り、国の経済的繁栄を来したい、近代国家の道を聞いていくためには、賃金という問題、労働条件という問題がいかに大事なものであるか、そういうものとの関係において貿易といふものをどういふ工合に伸ばしていったらいいか、即ち国内の経済政策、こういうものの関連についてどういふ工合にお話しになつたか、どういふ工合に労働者自身が積極的に教へられたというたらいいかせんか知らぬけれども、そういう労働者保護の立場から活動をされたかどうかといふことを私はお聞きしたのでございませう。それから、非常に残念でございませうから、その問題は、また通産省や外務省の方に來ていただいて、總理にも來ていただいて、この問題の理解と認識を私は尋ねてみたいと思ひます。

で、この今度の最低賃金の法案の中心をなすものは、国内の問題はともかくとして、国際的にどういふたかさんの問題を持つてゐるから、最低賃金法自身は早く作らなければならぬけれども、問題は具体的に内容なんだ、その内容といふものをよりよいものに作らなければならぬといふて私たちは審議をいたしております。だから、そういう意味からいひましても、十分にあらゆる、先ほど要求いたしました資料については、詳しくみんなの委員がわか

にも問題になりましたのは、建築関係の労働組合で従来から技能者養成を行なっているのをごいいます。これらの関係につきましては、従来ともいわれる基準法に基づく技能者養成というものをやっておたわけでございます。今回の場合には労働組合が行うということで、まともに十二条の適用を受けませんけれども、現在のところ、第三章の事業内職業訓練によりまして、共同職業訓練という形で現在補助いたしているような状況でございます。なお今後、労働組合あるいは市町村等の行う職業訓練制度が順次発達して参り、成長して参るとい場合には、われわれも十分この実情に即して処置して参りたいと思ひますが、現在の状況はそういう状況でございますので、お答えにさせていただきます。

○片岡文重君 いわゆる事業内職業訓練といふことで、企業者団体が自発的にやっている職業訓練については補助している、こういうお話のようです。が、事業者団体のやっている職業訓練といつても、大企業のやっているような職業訓練と、それから今お話のように、上建総連等の傘下の組合がやっているような職業訓練とは、これはその規模において、組織においてもかなり雲泥の相違があるわけですね。それで、今十二条の訓練の認可を受けたものがこの一年間に一つもないというお話ですが、あの訓練審議会の答申を見ても、私はむしろ認可を受けられないというのが実情でしょう。労働省令の求めている水準が、私は決して高過ぎるとは言いませんが、これは理想としては訓練施設の恒久化がされ、水準の高いことが望ましいには違ひありません。

けれども、やはり大企業の行う訓練施設であるならば、それはいかに程度を高く求めても何とかなしていいける、あるいはその事業のためでもありますからやっていると考へられます。しかし、上建総連の組合員であるいわゆる一人親方、こういう人たちが零細な資財を寄せ合つてやっていると云うようなことでは、そう高き求めてもこれは無理ではないか。聞くところによると、労働省におかれても、この点については答申を尊重せられて、なるべく近いうちに具体的な省令、その他の改正を行う用意があるやに伺つたのであります。が、ついでですから、それは、その訓練施設の基準についていろいろ具体的な措置が現に進行しつつあるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(百田正弘君) ただいまの御質問の点につきましては、この法律によつてできました職業訓練審議会におきまして、昨年の九月に諮問をいたしました。その後、御意委員会におきまして、特に訓練基準部会というものを設けられました検討していただいたのでございます。つい先般、この基準に關する答申が出來まして、四月一日からこの基準で改正省令を施行していきなさい、こういうふうに考へております。

○片岡文重君 その四月一日から、そうすると訓練施設の基準を改正されることによつて、今局長が最初にお話になられたいわゆる事業内訓練の施設のうちで、たとえば上建総連、あるいはこれに類似するような、何といひますか、零細といつては何でしようけれども、小さな規模の訓練施設が

労働大臣の認可を受けられる数が多くなる。少くとも認可の申請をしようという気持ちになるような程度にまでその水準が改められるのかどうか。かりに四月一日からその省令の基準が直されたとしても、以前とあまり違ひないような内容ではこれはどうにもならぬ。それで、訓練審議会の答申を見ると、相当具体的にもなつておるようですが、この程度に引き下げてくれば、大体認可の申請をしようという意欲を持つものが相當出てくると私も思ふのですが、その改正される水準といふもののレベルは、この答申案に一致といふことはどうか知りませんが、大体この期待に沿ふものであるかどうか、重ねて一つ御答弁をいただきたい。

○政府委員(百田正弘君) 今回のいろいろな改正の要点は、一つは訓練の種目等についても少し拡大していく必要はないか。あるいはまた、統合してやつた方がいい。それから期間につきましても、たとえば事業内の場合において三年でやつておりましたものを二年でよろしいといつたようなことで、いろいろの基準を作つておるわけですね。われわれといたしましては、今先生のお話のように、一ぺんに、これが高いことは望ましいのでございますけれども、現状を無視してそこまで引き上げていって、ついでこれないうちに、行政官庁としてはいろいろな指導もしていかなければならぬ、援助もしていかなければならぬ、こういうふうな考へておられますが、今先生のおっしゃる通りに、そういう基準ができた

ために、ついでいけないから認可もしないといふようなことには私はならなうと思ひます。

○片岡文重君 そうすると、この四月一日からの基準改正によつて、若干といひましようか、ある程度の認可を受ける施設もできてくると思ふのですが、その前に、上建総連でやつておるような施設も当然これは認可の申請を私はするのではないかと。現行の施設を私はつぶさに視察をして参つておりませんから、具体的にどこがどうだといふわけには参りませんが、少なくとも、少くともこの事業者団体でやつておる訓練生は大体一万五、六千になつておるところに對して、相當の国庫からの補助をなされることは私は當然ではないかと思ふのでございます。また、今若干の補助はされておるようですが、その補助はあくまでもこの十二条にいうところの施設としての補助ではなくて、従来からの、いわゆる基準法における職業訓練の延長としてやつておたそのまゝの程度であつて、あくまでもこの職業訓練法十二条による施設として認めるところのものではないやうです。少くとも、この補助されるやうにあるのではないかと私は思ふのですが、この点、労働省としてはどういふふうにお考へになつておられますか。

○政府委員(百田正弘君) ただいまの上建総連等がやつておられますものが、従来から技能者養成でやつておたものの単なる引き継ぎであるといふふうには考へておりませんので、職業訓練法

に基づいて事業内職業訓練として認定を受けております。これに對する事業内職業訓練の補助につきましては、特に普通の大企業もやるということではございませぬので、個別的にやつておたものではやつていけないといふところが共同してやるというものの對する助成金、補助金であるわけでございます。従ひまして、三十三年度の予算につきましては、予算額をいたしましては、従来の基準法時代の九百万円から三千万円まで引き上げて、それから補助の率につきましては府県も補助する。従つて、国が四分の一、府県が四分の一補助する。従来は大体直接補助が三分の一程度でございましたが、補助率もそれで半分になるといふことで、できるだけの措置は講じたつもりでございます。

○片岡文重君 今の御答弁ですと、上建総連等のやつておる、いわゆる事業者団体がやつておる職業訓練を認めてそれに補助をされるということになる。それは十七条かなんかの施設として、その補助をしていくということにはなると思ふ。私の言ふのは、結局それはあくまでも市町村等の行う職業訓練として第十二条一項を明確に設けておるものであるし、しかもこの職業訓練を経た者は、国として公共職業訓練を修了した者としてその資格を認めておるわけですから、特に施設なり、公益法人なり、あるいは労働組合といふものが自発的にこういう建設的な事業を行うのですから、これに對してやはり明確な、法に基いて的確な補助を予算の上になくしていき、そうしてその補助を不安なく続けていくことが私は好ましいことではないかと思ふので

す。結局この十二条によらないで、便宜の措置を講ぜられておるところに若干現状に沿わないような点も出てくるのではない。

私はここでお尋ねしたいのは、あくまでも明確な条文もあることだから、しかもその条文は明らかにそういう公益法人、労働組合等の設置するであらうところの訓練施設を目ざしているんですから、すなわちそれを取り上げて私は補助されてはどうかと思うのです。これは百田局長も当時担当しておられたんですからよく御承知になつておられるのですが、前石田労働大臣もこれについては善処することを、「これは将来の問題として善処して参りたい」ということを、これは明らかに速記の上にも残しておられる。「施設に對してもできるだけ、また経費の面でもめんどろ見えていくことは私どもも念願しておるところであります。」と、こういうことを言つておられるわけですね。ですから、まあ多少議員修正という点もありますから、労働省當局としては、あるいは御不満があらうかも知れぬけれども、すでに法として成立をして実施される段階になつたのですから、まあおそれる百田さんのことですから、その腹の小さいことは私は考へておられないと思う。私が現実的にこの予算の面から見ると、この便宜の措置を講じておられるということであるならば、この際明確にして、便宜の法なしに、法にのつた補助をやつていただきたい。で、それならばこの法律を改正せねばならぬと、こういうことにもなるかと思ふのです。が、せねばならぬということであるなら、私は、こういう法の改正について

は、与野党ともにそう御異論はなからうと思ふし、出していただければ、すぐにも審議に應ぜられるものではないかと思う。何よりも労働省當局のお考えがこれは左右する問題であらうと思ふ。この点について御見解いかがですか。

○政府委員(百田正弘君) 先ほど申し上げましたように、現在この十二条による認可を受けたものというものがございませぬ。これは昨午法が施行になりましてからまだ八カ月程度しかたつておりませんので無理もないことだと思ひますが、われわれといたしまして、まだ法律施行早々でもございまして、できるだけこうしたものが発展していくようにこの事態を調べて、今後、これらのものが健全に発達していくような措置を講じて参りたいというふうに考へておりますが、何しろ施行早々でございまして、もう少し実績をながめさせていただきたいと思ひます。

なお、お話のございました現在労働組合でやつております土建総連等の行なつておりますものにつきましましては、現在のところ、そうした方法がございまして、それによつて措置いたしまして、実害のない措置は講じてございまして、今後の問題として、十分私どももいたしまして研究いたしたいと思つております。

○片岡文重君 確かに今やつておられないというのじゃなくて、局長のおっしゃる通りに、補助はいただいております。ただあくまでも便宜の措置であり、結局十六条に依存して便宜的にやつておるわけですね。従つて、その格差も非常についておりますし、それから何より

もこの実情に沿わないのじゃないかというの、結局事業者団体として多数の人が集まつて施設を作るわけですね。しかし、実際にやつておるのは、むしろその団体ではなくて、労働組合がやつておるわけですね、この一万五千人のうちの約八千人というものは労働組合の直接の人がやつておる。いわゆる一人親方、こういう実情を見れば、これはやはりいつまでも便宜の措置にまかすべきじゃなくて、やはり明確にこれに對する措置をとるべきである、こう考へるのですが、いかがですか、重ねて一つ。

○政府委員(百田正弘君) その点は十分一つ研究して参りたいと思ひます。

○片岡文重君 大体労働大臣として、今安定局長との質疑を通して事態の内容がわかりいただけたと思ふのですが、要は、現在若干の補助はその訓練施設にいただいておりますわけですね。いただいておるけれども、これはあくまでも便宜の措置として、従来から、この職訓法の制定される前から、基準法の中における職業訓練施設として与えられた補助の延長として私は与えられておるものと思ふのです。しかし、職訓法が制定せられ、その法の中においてそういう施設はあくまでも労働大臣の認可を受けてやれば、これは公共職業訓練と見なすのだということ、今でもその補助の対象となつておる事業者訓練とみなされておる。今の土建総連でやつておる訓練施設は、施設を終つた者は公共職業訓練を履修した者として認めておるわけですから、その施設に對しては、つまり十六条の職業訓練を履修した者として認めておるわけですから、その施設に對

しては当然その十二条に基いて補助を出すべきである、これが私どもの今申し上げておる内容なんです。それに対して局長のおっしゃるのには、今までもやつておることであるし、また、その認可も、十二条による認可はしておられないから、追つて研究をしたんです。この職訓法のできたときに、このことは問題として取り上げて、それで今ここで修正を企図しておつたのは法律の成立が危ないから、この際は一つこのままでいつて、当局として便宜の措置を考へるということであり、時の労働大臣も将来の問題として善処しますと、こういう約束をしておつた。まああんな次の国会とはこの記録の上には残しておりませんけれども、プライベートの話し合いでは、大体次の国会等においては考へましよう、こういうことになつておつたわけですね。これをあえて持ち出して私はどうこういうわけではありませんが、やはりこういう民間において実際にやられる訓練であり、いわば政府が全額を出して積極的にやつておるべきところを民間のしかもこれは大工さん、左官屋さん、建具屋さん等の、言葉は悪いかもしれませんが、いわゆる零細な一人親方と言われるような人たちが集まつてやつておるところですから、これらに對してはやはり補助のやるべきところを明確にして、不安もなしに、そして現実にマッチするような方法で補助してはどうかと、こういうふうに見るわけですね。一つ大臣の御所見をこの際承つておきたいと思ひます。

○片岡文重君 なるべく一つそうしてほしいのですが、これがいわゆる委員会における御答弁であつて、今も速記を読み上げました通りに、来国会あるいはその次の通常国会というようなことではなくて、期限もなしに一応やりましよう、要するに、反対をする根拠はないからやりましようという程度では、はなはだ私どもとしてはたよりないわけですね。やつぱり最近の機会にそういう点は具体化するといふ御決意を一つ私はやはり伺つておきたいと思ひます。問題は少しこまかい問題でもありますが、補助される金額も、総額から見ればそう大きな金額ではないわけですね。せいぜい一人当り千円程度ではないかと思ふ。これは十六条によれば、金属機械産業等の一年間一人当り年間当りは千四百円であり、今問題に取り上げておる土建総連がやつておるところの訓練は建設、繊維産業等の部類に入つておるようですから、そうすると、一人当り年間当り千四百円、ですから、これがかりに八千人あつたとしても、その金額はそう大したことじゃないと思ふのです。そういう金ですから、ぜひ一つできるだけ近い機会に、法律等でできない場合には、一月一日から改正されるわけですから、これを機会にぜひ実施していただきたいと思ふのです。それで、なおこれを強く私たちが要望するゆゑは、今補助されておるのは、実際にやつておる土建総連にそのまゝいいないで、その

お話し合いでよくわかりましたが、一ぱんよく部内で検討をいたしまして、なるべくそういうふうにするように努力をいたしたいと思ひます。

○片岡文重君 なるべく一つそうしてほしいのですが、これがいわゆる委員会における御答弁であつて、今も速記を読み上げました通りに、来国会あるいはその次の通常国会というようなことではなくて、期限もなしに一応やりましよう、要するに、反対をする根拠はないからやりましようという程度では、はなはだ私どもとしてはたよりないわけですね。やつぱり最近の機会にそういう点は具体化するといふ御決意を一つ私はやはり伺つておきたいと思ひます。問題は少しこまかい問題でもありますが、補助される金額も、総額から見ればそう大きな金額ではないわけですね。せいぜい一人当り千円程度ではないかと思ふ。これは十六条によれば、金属機械産業等の一年間一人当り年間当りは千四百円であり、今問題に取り上げておる土建総連がやつておるところの訓練は建設、繊維産業等の部類に入つておるようですから、そうすると、一人当り年間当り千四百円、ですから、これがかりに八千人あつたとしても、その金額はそう大したことじゃないと思ふのです。そういう金ですから、ぜひ一つできるだけ近い機会に、法律等でできない場合には、一月一日から改正されるわけですから、これを機会にぜひ実施していただきたいと思ふのです。それで、なおこれを強く私たちが要望するゆゑは、今補助されておるのは、実際にやつておる土建総連にそのまゝいいないで、その

傘下にあるところの幾つかの支部と申しましようか、分会といましようか、そういうところにおけるところのいわゆる一人親方の団体にいくわけですか。ですから、実際に仕事をしておる、実際にその施設を管理しておるという人、そのところにはいかなないで、その一段上のところにくわけです。間接的にその補助がなされておるわけなんです。そこに現実と若干ズレが出てくると思う。ですから、あくまでも私どもは現実とその施設を運営しておるところにその費用がいくように、補助がいくようにしてほしいと、こういうことです。ですから、この点については、一つぜひ御考慮をいただきたいと思ひます。

それからもう一つ、これもまた最初局長にお伺いをいたしますが、この十六条による補助金の格差です。これは一つ撤廃してはどうかと思ひますが、その理由はもう私が申し上げるまでもなく、十分御推察いただけることと思ひます。時間もありませんが、からそうごく申し上げませんが、この点、一つできるだけこれは御賛成いただいて、格差を撤廃してもらいたいと、こう思ひます。特に同じ施設を出てきても大工、左官という人たちがいわゆる建設関係です。ところが、板金とか船大工さんとかいうようなものは、これは結局金属機械産業の方に入るわけですから、同じ土建総連のやつておるところでも、こういう違いは出てくるし、同じ仕事に、まあ同じ仕事といつても、同じ職場に従事する人たちです。その中にこれだけの相違が出てくる。もちろん私はこの格差を撤廃せよと言つて低きにづけよと、こういうことを言つてゐるのではありません。

んありません。これはやはり撤廃せよと言ふからには、低いものをやはり格上げしないといふ、こういうことを要望しておるのですが、この点についていかがでしょうか。

○政府委員(百田正弘君) この格差をつけたのは、従来の事業内の職業訓練の実態を見ますと、特に今後、職業訓練法のできた趣旨から考えまして、積極的に伸ばしていかなきゃならぬ方面の基幹産業部面における訓練、事業内職業訓練といふのはきわめて微々たるものでございまして、一番多いのは、たとえば国民生活に直接関係のある、衣食に関係のある職種もございしますが、また、工業的なものとか、そういうものも非常に多かったわけですから、従いまして、そうした従来からやつておつたものとはかくといたしまして、今後はできるだけ基幹産業部面における、特に中小企業におけるそうした金属、電気機械といったような面における職業訓練を奨励して参りたいというところで、この格差をつけたような状況でございまして、しかしながら、今御指摘のように、これはいろいろな職種をあげたのでございまして、けれども、掘り下げて参りますと、今先生のおっしゃつたような事例も出て参ります。また、区分を違へた同じ職種に参ります。その訓練の方法、内容等あるいは訓練時間等の問題でクラスの違う方でも、たとえば補助金の額が少なくなつておる方でも、実際はそういった金額が多くなつたという場合もあり得るわけですから、また、労働市場の状況によつても、今おっしゃつたように似たようなものもあれば、できるだけさらに伸ばしていかなきゃならぬ面、

いろいろな面を考慮しなければなりません。この点もわれわれの方でも三十四年度以降また再検討したいと、こういうふうに考えております。

○片岡文重君 今の御答弁によつて、三十四年度以降考慮して下さるということですから、一応その点はそれは了といたしまして、できるだけ近い機会に考慮をいただきたい、具体化していただきたいことを要望しておきます。次に、指導員の免許基準が依然として変らない、すなわち、土建総連等でやつておるような施設については、その厳格な基準で、他の二次産業、三次産業等における高度の規制をする必要はないと言ひません。また、必要はないと言ひませんけれども、やはりこれまた、あくまでもこういう問題は、従事しておる職域が職域ですから、なるべく現実にはマツチするような方法がいいと思ひますが、この基準を一つ緩和することについてお考えは今のところありませんか。

○政府委員(百田正弘君) わが国のやつておる職業訓練の水準を向上させるというために一番必要なことは、指導員の質の向上という問題であらうかと思ひます。それによりまして、職業訓練の基準等も作つてございしますが、そこまで引き上げていくというようにするために、どうしても一定の資格以上を持つた者が指導員としてやつていくということが必要であらうかと思ひます。もちろんその程度はどの程度にするかという点につきましましては、職種その他によつて簡易なもの、複雑なもの、いろいろ違うかもしれませんが、考え方としては、できるだけこの指導員の質を向上していくというのを考えていくべきであらうと思ひます。従いまして、これを現実に適した方法によつてやつていくというところは考えておりますけれども、現在引き下げていく、緩和していくというところは適当ではないのではないかと、こういうふうに考えております。

○片岡文重君 私の言葉が緩和ではまづかつたかも知れません。確かに水準を引き上げていくということも必要です。それは確かに十分の補助もいたさない、いわゆる一人親方等の零細な諸君が集まつてやつておる施設ですから、従つて、施設が十分に労働者の認可も得られないくらいに施設ですから、当然これに招聘されるところの指導員もそうやうな高きを求めるところでできないわけですから、だからといって、低くてもいいのだというのを私は言ひわけにはいかない。あくまでも、先ほどからくどく主張いたしておりますように、十分な補助を与えて、これがしかも直接そこへいくようにして、与えられた補助が百パーセントに活用される、こういう態勢が作られていきますれば、これはできるだけ指導員も高級な指導員を招聘されることは望ましいことである。けれども、現在ではなかなかそこまでいかれないわけですから、ですから、この基準等それから補助率等の改訂を行われる場合にも、これらの点について十分やはり御考慮いただいて、引き下げを要望するものではないと思ひますが、あくまでも現実に沿うように、これは一ついろいろな便宜も考えられるでしょうからやつていただきたい。

それからいま一つお願いしておきたいのは、これもこの職業訓練法制定のときに問題になつたのですが、この職業訓練の施設に入つておる、あるいはこの訓練を履修された青少年が、勤学の意欲に燃えて定時制高校なりあるいは普通高校等に就学する場合に、訓練施設において履修された科目は重複して履修せぬでも、単位さえとつておるならばこれは免除してもいいではないかと、いろいろに考えられ、これについては、労働省当局においても御異存はなかつたはずですが、当時の記録を見ますと、労働大臣も、この法律は、つまりこの法律というのは学校教育法の一部改正です。この履修科目を重複して履修しなくとも、単位さえとつておるものは免除しよ、この改正について学校教育法の一部を改正しなければならぬ。この学校教育法の一部改正は、他の問題と同時に、衆議院に提出されておる当時に、すこぶる難航しておつたのですけれども、石田労働大臣は、これは難航はしておるけれども、通るでありましよう、必ず通りますからという、その上で善処するという御答弁のようでありました。ところが通らなかつた。この国会にまた提出されております。これがまた、今衆議院で問題になつて、これは与野党いづれにも問題があるようです。で、今のところ、三たび、これは廃案になるのではないかと、はなはだ私もとして憂へべき状態になつておる。で、もしそういうことであるならば、これは現に職業訓練所において履修しておる者あるいはこれから入学する者について、はなはだやうな大きな負担となることですから、どうしてもはなはだの問題のためにこの問題が解決しないということである

なら、私は一つ労働省当局が、特に労働大臣から文部大臣等ともよく御相談をいたして、この分だけでも切り離してやっていただくなり、あるいは文部省令等で適宜、それこそ便宜的な措置をとられるように、一つ積極的な働きかけ下さるお考えはないかどうか。

方としては、われわれの方はとにかくといたしまして、これをちよっとそのまゝ学校の課程と認めるというわけには参らないと思ひます。ぜひ一つ成立することをわれわれは期待しております。

は、私どもの要望するようなことに落ちつくと思ひます。それから最後の一つの、履修科目の問題については、これは一つ御苦勞でも橋本文部大臣等ともよくお話し合いをいたしまして、この子供たちのせつかくの勉学の意欲を助長できるように一つ御努力願いたいと思ひますが、一括いたしまして御所見を伺つておきたいと思ひます。

の最後の就職状況を申し上げたので、現在これは就職あつせん中でございます。それで昨年同様の状況をここに書いてあるのをごらんになりますと、昨年一月末の状況と、ことしの一月末の状況を比べると、昨年はこの前申し上げましたように、中学校で九〇何％という就職率でございましたが、一月までの間は三五・四％であつたのです。この後二月、三月というところで、その後の就職が決定いたしましたわけでありまして。昨年に比べて、この点において多少同期と同じ、さらにことしの一月末と昨年の一月末を比べると、多少ことしの方がよくなつてゐるやうな状況でございます。この前申し上げました九〇何％というものは、最終の締めくくりに数字でございます。これは中間の数字でございます。その点御了承願ひます。

です。たとえば新規卒を、政府が経済計画の中でどういう雇用策を立てていくかというところの資料がないわけ、一つそれを出していただきたいと思います。

〇政府委員(百田正弘君) ただいまお話ししたのは、職業訓練施設における職業訓練と、学校における課程との間の重複を、つまり職業訓練を受けておる人たちが、また定時制高校に通わなければならないという二重の負担を避けるための措置をいたしまして、片つ方で履修したものは、片つ方で学校の学校教育法の方でも履修したことにするといったような措置を講じてもらいたい。これは今お話しのように、本法案が前国会において審議されるときに十分にいろいろ御意見のあつたところでありまして、われわれといたしまして、これはぜひ望ましいことであるといふ考えでございます。不幸にいたしまして、学校教育法の一部改正法案が今お話しのようにまだ成立いたしておりません。われわれ実は今国会で成立するものと期待いたしまして、この四月一日から先ほど申し上げました実施いたしますところの職業訓練の解釈基準、これも文部省と話し合ひで、ちゃんとこれが施行になりますれば、この面は履修したものとなすというやうな工合で基準は作つたわけです。そこでも、現在定時制教育あるいは通信教育等の課程の間の学科の免除、あるいは省略といふことについてもすでに具体的な話を進めておる。いずれにいたしましても、これは学校教育法の一部改正ができませんと、学校教育法の

〇片岡文重君 労働大臣に最後に、これはお尋ねというよりも御要望申し上げて、御所見を伺いたいのですが、大體御答弁としては、今安定局長の御答弁で私は尽されておると思ひますが、なおその際に、大體文部省で考へてなつておるところの重複履修の免除の内容については、必ずしも私は労働省でお考へになつてゐるものと一致しておらないんじゃないか。かりに今おられるなら、それは双方譲り合つてのことだろうと思ひますが、やはりなるべく私は職業訓練所等に入る子供たちの生活環境なり、経済的な面を考慮していただいて、できるだけのやほりめんどろをみてやつていただきたいと思います。従つて、大體に、それこそ大體にできるものは重複を避けるように方法を考へていただいて、そういう点から一つ、労働大臣にも積極的にこれは文部省に一つ働きかけていただきたいと思ひます。

〇国務大臣(金石忠雄君) 前段の方の補助の問題につきましては、至急に閣内で検討いたしまして努力いたしたいと思ひます。学校教育法の関係につきましては、文部省当局ともよく相談をいたしまして、私どもの方の考へ方が通りますやうな努力をいたしたいと思ひます。

〇小柳勇君 ただいまの片岡委員の質問に関連して一つ質問いたしておきたいと思ひます。

〇委員(久保等君) 次に、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇政府委員(百田正弘君) 三十三年度三月、つまり三十二年度の卒業生

〇藤田藤太郎君 雇用の、私が要求した資料が出て参りましたが、あとは質疑の中で明らかにしたいのです。たゞ新規卒の今の状況が出ておりますけれども、政府の産業投資、その他の産業労働力に対する雇用計画

〇委員(久保等君) 次に、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

〇委員(久保等君) 次、国際労働条約批准等に関する件を議題といたします。御質問を願ひます。

○光村基助君 先月の十八日に、労働からILO条約は批准すべきものであるというような答申が出て、その後、衆議院ないし参議院の予算委員会、この問題に対し総理大臣並びに労働大臣のお考えを、私も傍聴をして聞きましたし、速記録も拝見いたしました。が、まだ私どもの納得いかない点が多々ありますので、なるべく重複は避けたいと思いますが、労働大臣にお伺いしたいと思ひます。労働の答申案が出てから、もうすでに二十日になるのです。その間、政府の方では準備を進めておる、あるいは準備中であるというような答弁で一つも進展しておりませんが、その後どういふ関係になつておりますか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 労働問題懇談会の答申が出ましたので、政府部内におきまして、この答申に盛りられておる趣旨を実現するためにはどういふ必要があるかということにつきましまして、それぞれ関係者を集めまして、批准の準備をするために、あるいは法改正、あるいはその他、たとえば公労法を改正をするという場合に、その他にどういふ影響をしてくるかというような事柄についてそれぞれ鋭意検討しているわけなんです。それができまして、たならば、まず国内法の改正に着手をする、そういうふうな段取りを今つけて、鋭意研究を進めておる最中でございます。

○光村基助君 私は労働の答申案を見ても、公労法を改正しない、あるいは国内法を改正しなければ批准ができないという事は書いてないと思ひます。これについての労働大臣のお考

えをお伺いしたいと思ひます。
○国務大臣(倉石忠雄君) 御承知のように、今までILO条約に限らず、いろいろな条約を締結いたしました。それを批准いたしますためには、まず国内法を、それに抵触しておるような面がありまして、それを修正する必要があります。従つて、私どもは国内法で抵触するといわれている面を修正しなければならぬ、そういうことについての研究を進めておる、こういうわけでありまして。

○光村基助君 その国内法の改正とおつしやるのは、つまり四三三三を削除すればいいということなんです。だから労働問題懇談会でも四三三三、地公労法第五三三三を廃止しなければならぬと書いてあるのです。これは速記録にもありますように、私の方の河野さんからの質問にも、ただこれだけを削除すればいいんであつて、あとの問題は申しわけ、つけたらだということなんです。このあとの問題は、大臣の方は石井報告の中にある問題を引用されますけれども、石井報告というものはただ個人の考であつて、あれが労働の付則につけなければならぬ問題ではないと私聞いているのですが、その点どうですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 申すまでもなく、御存じのように、条約を批准する手続を政府がいたす場合においては、国会の承認を必要といたすわけでありまして。そうしてまた、その批准を

こを一部分を動かせば他にどういふ影響があるかというふうなことを慎重に検討することは行政の当然の義務であります。そこで、私どもは今まで公共企業体等につきましても、すでに二年ほど前に公共企業体についての審議会を作りましてその答申も得ております。われわれとしては、第一そういうものをいかにすべきかということもついでに腹をきめる必要があります。それで、法律というものは私に朝令暮改をなすべきでない、機会があつて修正を必要とするようなときには、なるべくくりつぱな法に完備する方がいい、こういうことを行政が考えるのは当然であります。しかしながら、私は今そういう問題について、その意見を政府が決定するという段階はなかなか時間がかかることであらうと思ひますが、そこで一つ答申にありますが公労法関係のことを考えましても、御承知のように、職員でない者が今までは組合の役員にならなかつた、それが削除されるということになると、職員にあらざるものも組合員となると、そういうことになれば、四三三三だけではなくして、十七条にも影響があることは光村さんよく御存じの通りであります。公労法全体についてわれわれが検討をすることは当然のことでありまして、それからまた、一年半にわたつて労働問題懇談会が慎重に検討せられたその過程において小委員会が設けられた、その小委員会においていろいろの事項も当然検討すべきであらうという御意見については、行政府としては傾聴に値するものであると存じまして、そういうものも十分検討した上で法改正に万全を期し、批准をす

ることによつて国民の負担に荷うよう

に考えなければならぬ、こういうことであるから、私どもは批准をなるべく早くしたいということ、今申し上げましたような意味を体して、政府部内において急いで検討を続行している、こういう現在は過程であります。

○小柳勇君 労働大臣のさっきの言葉の中に、労働問題懇談会で検討したの、批准した後の関係法規がどのようにあるか、あるいはどのようになつていなければならないかというように労働を設けたというふうな発言がありました。が、われわれは、労働問題懇談会が結成されたとき、私もその一員でございましてけれども、あの八十七号条約を批准するか、しないかを検討するために懇談会ができた。しかも前労働大臣は、国会で批准問題が議題になつて質問されたときに、現在、労働に諸問中でございしますが、批准するか、しないかは、その答申を待つてきめる。もし労働の答申が批准せよと出たならばもちろん批准いたします。批准を尊重いたしますと発言しています。その点について、今の労働大臣の発言は少し内容、ニュアンスが違つていまして、おきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 労働の答申を尊重するという趣旨において、前内閣と現在の内閣とにおいて少しの差もありません。私が先ほど来申し上げておりますことは、労働問題懇談会というものは、権威者の集まりでありまして、そこで御検討願ひました答申は、もちろん尊重いたすべきであります。が、国民に対して責任を負う行政府として

は、やはり条約の批准あるいは法律改正というものは、政府が国民に対して責任を負うのでありますからして、権威者の集まりである答申の御趣意は、われわれの腹をきめるものもろもろ重大なる参考資料であり、尊重する建前に変更はありませんが、国民全体に対して責任を負うべきものは政府でありますから、政府としてはやはりこの批准を行うために法律改正をする等の諸般の手続をやるためには、万全の調査研究をいたした上でないといかないということ、鋭意その研究を促進しておるという段階でありますから、御賛成願ひすることかと思ひます。

○委員長(久保等君) 郵政大臣が御出席になつておりますので、お知らせいたします。

○小柳勇君 関連して質問いたします。労働大臣は、労働の答申、たとえば石井報告、たとえば中山会長の答申については、あの条約を批准するか、しないかということにウエイトをおいてとられたのか、あるいは批准をした場合の後の関係法規の修正なりあるいは手をつけないければならぬものもろもろの法規にウエイトをおいて答申をとつておられるのか、その点、答弁を願ひておきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 政府が労働問題懇談会に付議いたしましたのは、ILO八十七号条約の批准の可否であります。もちろんそのことを中心として御研究を願つた。しかし、その御研究の過程において、前田小委員会あるいは石井小委員会等においてきわめて傾聴すべき御議論が出ております。そういうものを、政府が行政府として批准をする場合の心組みを作るた

めには、そういう尊重すべき御意見も十分に承わって、行政府としては万全の策を講じていかなければならぬ。その準備を完了した上で批准の手続をとりたい、こういうわけでありませう。

○小柳勇君 重ねて質問いたしますが、それでは大臣もあの批准をせよというところにウエートをおいて、あの答申を受けられたという事については確認してよろしくございませうか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 批准をせよという事は、労働問題懇談会の原則的な意見でありまして、そこで批准をするとなれば、これこれのようなことの研究を要するであろうということが小委員会において論議をされ、石井小委員長から報告を受けたことでありますから、それらのことを勘案して諸般の準備を整備しておる、こういうわけでありませう。

○光村基助君 大臣の答弁を聞いておりますと、私は衆議院の予算委員会の答弁と今とはだいぶ違ふように受け取れる。と申しますのは、衆議院の予算委員会における大臣の答弁は、さつきお話しがありましたように、四三三三あるいは五三三三を廃止しなければならぬ。しかし、その下にもろもろのことが書いてあるから、これを整備するのだ、こういうお話しだったので、さきう答申は受けた、受けたけれども、実施するしないは行政府が当然これを考えなければならぬことだ。全面的にこれを採用するかしんないかは、行政府の権限だというように私は受け取れるのですが、さういふお考えなんですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) ほかの場所では御質疑がなくて、さういふことを申し上げたのかもしれないが、政府が批准をする決意をして、これは労働政策として政府独自の考えを持つことは当然であります。その腹をきめるために、労働問題懇談会の専門家に御研究を願つた。従つて、それを全面的にわれわれはけつて御意見であるとして取り入れることにちろんやぶさかなるものではございませうが、私がここで申し上げたことは、国民に対して責任を負うのは政府、すなわち行政府である。従つて、安直にただ批准手続だけをしていいものかどうか、さういふことについて私どもは国民の負託にそむかないように万全の措置を講じていかなければならぬ。たとえILO条約八十七号について関係のあります労働関係である公共企業体、これは民間企業ではないのでありますから、その持つてゐる公共性という独自の立場に立つて、国民の期待にそむかないように、この公共性をどのようにして保持していくことができるかというところに万全の措置を講ずること、は、国民に対する政府の義務でありますからして、私はさういふことを申し上げておるわけでありませう。

し上げたのかもしれないが、政府が批准をする決意をして、これは労働政策として政府独自の考えを持つことは当然であります。その腹をきめるために、労働問題懇談会の専門家に御研究を願つた。従つて、それを全面的にわれわれはけつて御意見であるとして取り入れることにちろんやぶさかなるものではございませうが、私がここで申し上げたことは、国民に対して責任を負うのは政府、すなわち行政府である。従つて、安直にただ批准手続だけをしていいものかどうか、さういふことについて私どもは国民の負託にそむかないように万全の措置を講じていかなければならぬ。たとえILO条約八十七号について関係のあります労働関係である公共企業体、これは民間企業ではないのでありますから、その持つてゐる公共性という独自の立場に立つて、国民の期待にそむかないように、この公共性をどのようにして保持していくことができるかというところに万全の措置を講ずること、は、国民に対する政府の義務でありますからして、私はさういふことを申し上げておるわけでありませう。

○光村基助君 大臣はたびたびの答弁で公共性というのをよくおっしゃるのです。それと事業の正常な運営ということもよくおっしゃるのです。ILO条約を批准することと公共性とどう関係があるのですか。

それともう一つ重ねてお尋ねします。事業の正常な運営ということはわれわれで考へる。ILO条約の精神と申すものは、未開発国と言つては語弊がありますが、低開発国で、さういふところの労働水準を引き上げ

て、貧困を救済するというのがねらいなんです。ただ資本家を擁護するといふ精神じゃないわけなんです。だから私は、この四三三三を削除して、すみやかにその批准をしてくれというつもりなんです。

それとILOの結社の委員会、事業の正常な運営だとかあるいはほかの問題には触れていない。日本ではすみやかに四三三三を削除して八十七号を批准するのが適当じゃないかといつて注意を喚起しているのです。それに大臣の方はよく公共企業であるから、国民の財産を預かっているのだからという御答弁になるのですが、もちろん私たちが、公共事業といふものが国民に負託された事業であるといふことはわかつております。しかし、働く労働者から見れば、資本家が経営している事業も、政府が経営している事業もこれは変わりはないのです。どこにさういふ変りがありますか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 基本的に私は光村さんの考えておいでになることと、われわれとさう大して違ひはないと思ふのです。つまり、私が申し上げております公共性というものは、これは釈迦に説法のようにありますが、民間企業の個人資本で経営いたしているといふものと性格的に違ふといふことは何人も異議のないところだと思ふます。そもそも公共企業体といふものを作りますと、同時にまた、国鉄法あるいはそれ以外の専売公社等を作る

とき、公共性のことを言つてゐる通りでありまして、とにかく国が持つてゐるという事はすなわち私は国民全体のものであると思ふのです。それに従事

いたしておる者はやはり公けに奉公するといふことで、労働関係という立場から言へば、民間企業と公共企業と一応変らない形にはなつておりますが、その資本構成といふものは、すべて国家の所有であるといふのは、御承知の通りであります。従つて、公けに奉公する従業員といふものが特殊の取扱ひを受けるという事は、皆様の御存じのよう、諸外国でもさういふふう

に突つておる国がたゞさんあります。しかしながら、私は、ただ、四三三三というように労働者が団結する自由を拘束いたしておるということについて、さういふ面において、ILOの結社の自由を、委員会においては、日本の政府の注意を喚起するといふことを申しました。私どもも、それはその限りにおいて、正当であると思ひます。従つて、できる限り、やつぱり、さういふ自由なる結社の団結を阻害しておるようなものは改めるべきであるといふ労働政策の基本的立場に立つて、八十七号条約を批准しようという見地におるものでありますから、そこで私は申しますのは、先ほどお話しがありました正常な運営、このことは、少くとも現在の法律においてやはりなすべからざる行為であると限定されておるようなことはしてゐることは困ると、さういふことを要求することは当然なことでありまして、現在あります法律を労働双方ともに守らなければならぬといふ建前は、私はくすすことはできないと思ふんです。従つて、国民は、やはり自分が形成してゐる国家が所有してゐる公共企業体の事業の運営がし

ばしては不正常的な状態に陥るということ、は、喜んではおられないのであります。か

らして、その国民の期待にそむかないように正常な運営が行われることを期待すると、さういふことは、この答申にも明らかに申してゐることであり、私どももまた同感であります。この公共企業体の労働関係が正常な運営ができるように、やはり労働当局としてはできるだけ指導していかなければならぬ、さういふことを考へておるわけでありませう。

○光村基助君 いや、その問題はもう少し議論しませう。公共企業体に働く人たちが、一般の民間の労働組合の人たちより規制されておるということ、は、非常にこれは国民生活に重大な影響があるんだと、さういふことなんです。だから、一般の民間の人々のように罷免権もないわけなんです。ただ、しかし、これから国家が経営しているからといって、働く者から見れば一緒なんです。あの専売公社が、これは公共企業体です。だから、公共企業体の専売公社の人たちがたとえ罷業をやつた場合に、どれほど国民生活に影響がありますか。それからもう一つは、東京の地下鉄、これは罷業権があるんです。大阪の地下鉄は罷業権がないんです。ただ、国が、大阪市が経営しているか、あるいは営団が経営しているかによつて違つてゐるんです。あるいはまた、ガスにしたつて、電気事業にしたつて、罷業権があるわけなんです。だから、さういふものと、いわゆる郵便事業とか、国鉄事業とか、それは非常に大きいから国鉄なんです。私鉄でも、名古屋、大阪あたりにたくさん線路を持つてゐるところの私

鉄もあるんです。違うというのが私にはわからない。だから、わからないんだけれども、いわゆる公共企業体であるとか、やはり国家公務員と違うから、四条三項はすしてやりなさいというのが、私はこのILOの精神だと思うんです。それにもかかわらず、あなたはすぐに、これは公共企業体だから、四条三項を取つ払うかわりに何か作らなくちゃならないという考え方自体が、あなた、間違っているんじゃないかということを私は申し上げてゐるんです。

○國務大臣(倉石忠雄君) 私が申し出ておるのは、四条三項をはずすから何かほかにやらなくっちゃならないということを特に強調されておられるようであります。私は冒頭に申し上げましたように、この公共企業体というものに国民の期待しているものは何であるかといえば、正常なる運営であることは間違いないことであります。従つて、その運営を保持していくためには、政府としては万全の措置を講じていくべきである、こういうことを申し上げておるのであります。しかしながら、労働者であるという立場に立つておられる人々にやはり結社の自由を阻害するようなことはなるべくすみやかかゝるに排除する方がよろしいと、こういう建前で、これを排除することに政府は決意をいたしましたわけであります。そういうふうなことをいたしました上で、国内法を改正した上で批准の手續に入りなさい。その国内法を修正することについて目下研究をしておると、こういうわけでありまして、あなたのおっしゃることとちつとも違ひはないことだと思ひます。

○藤田藤太郎君　ちよつと関連して。
労働大臣は目下研究中だと言ひのだが、国会の歴史を見ると、結社の自由と団結権の擁護のILOの条約の問題に關しては、二十八国会以來この問題は論議されている。結社の自由といふものは、その国会以來論議されている焦点といふのは、勞懸に諸機關として労働省は付託されたけれども、勞懸の結論に従ふといふ、こゝういふ明確に二代の石田、倉石労働大臣が答弁をされている。そこで、私は、衆議院の予算委員會や參議院の予算委員會を聞いてみると、国内の法律を尊重しなければいかぬといふ、この八十七号の八条の一項に明確だといふ、こゝういふ議論をよくされるのです。しかし、今、何がそれじゃこの批准をするのに障害になつてゐるか。八条二項には、「その国の法律は、この条約に規定する保障を害するやうなものであつてはならず、また、これを阻害するやうな方法で適用してはならない。」といふ、明確にこの条約の精神に違反するやうな法律を作つちやいかぬといふ、これが前提条件であつて、その違反するやうな条約を取り除いた上で、第一項の法律尊重論といふものが私は論じられてしかるべきだと思ふ。八十七号を批准するといふこと、四條三項、地公勞法五條三項が、この八十七号の結社の自由、団結擁護の基本的な問題に触れるといふことは、勞懸も、八十七号を批准しないさい、あわせて四條三項を、五條三項を削除しないさい。この法律に關係しているのは四條三項と五條三項である。だから、これを批准すればこれを取り除かなければならぬといふことを、政府もたびたび言つておられる。

ところが、最終段階になつて話を聞いてみると、八十七号の八条第一項を出しになるけれども、問題の基礎は、二項にこの条約の精神に違反するような法律を作つちやいかぬと、これが基礎なんじゃないかと私は思うのです。結局どこにその問題点があつて、手続やその他で研究されることは行政府の責任云々ということ、それはさうでございましょう。しかし、今までの国会審議の歴史からいつたら、労働の結論が出たら従いますと、明確にこの国会に約束されているのです。だから、二十八国会から今日まで一年以上たつてゐる、この条約ができてから十年以上たつてゐる、その間に十分に研究なさつてしかるべきものである。今言う、労働の結論が出てから、一から研究される、私はとんでもないことだと思ふ。少し勘違いを政府はしておられるのじゃないかと私は思うのですがね、どうなんですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 八十七号条約は、もちろん、八条の一項も二項も、同時に、やはりわれわれは批准をするといふことになれば尊重しなければならぬ。どつちが重くてどつちが軽いといふふうには考えません。そこで、わが国は八十七号条約を今批准してゐないのでありますから、何ら条約によつて拘束を受けることはありません。そこで、八十七号条約を批准するといふ決意を政府が持つて国会に御了承を願うといふことをするために、行政府として諸般の準備が要することは、ただいまも藤田さんの御了解下さつた通りであります。私どもは、その準備を今続行している最中だと、こういうふうに申し上げておるのであります。

すから、そのことは御了解が願えると思います。

○藤田藤太郎君　私の言っているのは、二項の問題は、その国の法律はこの条約に規定する法律に違反してはいかぬ、そういう法律を作つてはいかぬということに明確になつてゐる。ただ、今、労働大臣はまだ条約は批准してないから、これを批准しようとするのだ、そういうことなら、八条一項で国内の法を尊重しなきゃならぬとかするとかいうようなことをおつしやらない方がいい。それを堂々とみえを切つておつしやることから見れば、この八十七号はもう批准するのだ、批准する建前に立つて私は意見を出しておられるのだと私は思ふのです。

それからもう一つの問題は、手紙とそれから研究といつたつて先月、一月に出た労働の結論ですね。結論からもう今日、三月なんです、三月までたつて、一カ月以上たつてゐるこの結論をそれじゃどうなんですか。いつまでそれじゃ研究をなさる。この国会でこの批准をし、四条三項と五条三項を削除をする、公労法の改正案を出して処理するといふ心がまゑと了解していいんですね。

○国務大臣(倉石忠雄君)　できるだけ早く部内の調査研究を終了してやりたいたいと思ひますけれども、この国会が五月二日まででありますから、まあできるだけ間に合わせたいといふことで努力してゐると、こういうふうに御了解を賜りたいと思ひます。

○藤田藤太郎君　できるだけ間に合わせたいといふ、私は今申し上げましたように、この条約ができて十年を過ぎている。この問題が国会で論議され

てから、二十八国会、今三十一国会です、一年以上たっている。なぜそんな研究期間が要るんですか。きのうの予算委員会の話を聞いておつても、いろいろうわさにされるような、たとえは運輸省の關係、郵政省の關係を見たつて、この八十七号の条約批准をめぐつて、公労法、地公労法のこの四条三項、五条三項の問題をめぐつて、両者の代表はこれをめぐつて、私の方としては特別どうこうという問題はありませんと、こういう御返事を私は承わつてゐる労働大臣は何をそれじゃ考慮されるのか、他の処置というのはいは。

○國務大臣(倉石忠雄君) 先ほども申し上げましたように、中山会長の答申というものに、一年半にわたる検討の結果のこれは集約でありまして、この集約は御承知のように、三つに分れております。第二項のところに、「右条約を批准するためには、公労法第四條第三項、地公労法第五條第三項を廃止しなければならぬ。この廃止にあつては、關係諸法規等についての必要な措置が當然考慮されることになるであらうが、要は、労使關係を安定し、業務の正常な運営を確保することにあるので、特に事業の公共性にかんがみて、關係労使が、国内法規を遵守し、よき労働慣行の確立に努めることが肝要である。こういうことであります。こういうふうなものになつて参りましたのは、前田委員会であるとかあるいは石井小委員会の報告等を参酌して、こういうものになつたんだとわれわれは解釈をいたしておりますが、前田委員会あるいは石井小委員会の報告によりまして、これも批准すべきとすれば、これらの事柄について検討を要するこ

「事務総長は、それは国内的な理由で、あり日本は誤解しているのではないかと耳打ちをしていた。」という情報も報告されている。国際的には三十九カ

いますかね。私もこの石井報告を讀みました。この委員のやり取りの内容を見ますとね、公労法第四条三項と地公労法五条三項の削除ということで、

んです。それをあなたの答弁です。と聞いてみると、資本家が懇談会で言っていることをずっと言っておられるんです。もう少し中立になって考

考として承わることである。従つて、
 四条三項、地公労法五条三項の削除に
 伴つてどういふことを考えるべきかと

それがもう一つ、あなた、公共企業体といふことを言われて、私もさつき言いましたが、われわれも公共企業体は認めているんです。民間産業より

かわれわれの方が取締りのひどいことは認めている。企業体だからといって四三条三項のようなものがあつちやいけないうことをILOが言っているわけなんです。向うの方で。だから、早く日本政府としては全通や国鉄、あるいは機務が提訴したような、ああいうことを早く取つてやりなさいというのが、あの勧告の趣旨なんです。さつき私が私鉄の例も引いて言いましたように、専売の例も引いて言いましたように、なるほど企業体だから、国家公務員よりか幾らかこれは今でも取締り規定というのは案です。しかし、民間よりかうんとひどい。ただ、企業体というものは一般の事業を政府がやつてゐるにすぎないんです。だから、四三条三項を取つて取りかき、別に担保を求める必要はないじゃないかというのが私の議論なんです。どうして担保を求めなければこれは批准できないんですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) だんだんピントがぼけてきました。私がかりにあなたのその席について、光村さんがここにおいでになつて、そうして光村さんが政府を組織されたという立場に立つてお考え下されば、やはり私は私の申し上げることに十分に御理解をいただけたらと思うのであります。今あなたのおつしやいましたように、公共企業体の公共性、このことも一致しておる。しかし、さういふ事業に従事しておる従業員のために四三条三項というものを削除する、なるほど一応それだけで国内法に抵触するものはないから、こういふことであります。政府が国民に対して行政上の責任を負うという立場からは、やはり労働の一年半

にわたる御議論の中で、傾聴に値する御議論もたくさん出ておる、こういふことに對して国民に安心感を持つていただくために政府としてはどのようなことを考えるべきかということについて、私どもが慎重に検討するということでは無理からぬことだと御了解がいただけたらと思うのであります。そこで、私どもは、その準備を今鋭意急がしておるというのでありますから、もう結論は一致してきかたと思つてあります。

○光村基助君 なかなか結論が一致しないから質問しているのです。国内法を整備するおつしやいましたけれども、それにはやはりあなた、石井報告の3、4、5を問題にしておられるだろうと思ふ。石井さんのおつしやる七条、十八条を直すということは実際上意味ないのですね。十七条はその職員とか役員が教唆、扇動をしてはいかないというところなんです。じゃこのあとに、その組合の組合員あるいは役員と今度全然……たとえはかりに私が全通の役員になつたとします。私が扇動したり教唆したらどうなりますか、何もできないじゃありませんか、解雇も何も。だからこれは全然必要ない、意味ないじゃないかということも言われておる。そうすると、十八条にきて、じゃ私を首切ることができないのはどうなるんです。

それからも一つ、解雇以下の処分を考えたらどうか、これは現に郵政省でもやつてゐる。停職とかそれから減給でありますとかもやつておる。だから石井さんが考へておるように、十七条、十八条を直すといつても、全然意味のないことなんです。あなたが幾ら検討されたつてだめなんです。十七条に關しては、罰則規定を設けない限り意味ないのです。私が全通の委員長になればつまり解雇も何もできないのです。だからあなたの方は、じゃいわけの十七条に罰則規定でも入れようという考へてですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 今いろいろなお話がいりましたけれども、諸般のことについてあらゆる角度から資料を出して、さういふことを土台にして検討しておる。結論はすみやかに八十七号条約を批准するのだ、こういふのでありますから、ちつともあなたと食い違ひはないと思ひます。

○小柳勇君 国内の、国民の安心感を持つように政府が責任をもつて国内法の整備などをやつておるといふが、その国民は一体何を不安がつておるか、そのためにどういふふうな手続をしようとしておるか、大臣からお答えおき願ひたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 国民はやはり正常なる運営で、常時安心して公共企業体が運営されることを期待いたしておると思つておられます。それから、どういふようなことをする考へであるかということにつきましても、ただいまそのことについて、政府部内においてそれぞれの担当者を集めて鋭意研究中である、こういふわけでありませう。

○小柳勇君 衆議院の速記録などを見ると、たとえば事業法の改悪などを企図しながら、公労法で取り締まれない、極端に言う、罰が与えられない面は事業法をもつて罰しているというふうなところ、さういふことに關するところ、ILOの八十七号条約と

いうのは、団結権を擁護し、それから結社の自由を確保する協約であつて、さういふものを批准するという反面、逆に事業法などで罰則を強化し、いわゆる取締りというふうな労働運動——労働者の要求によつても労働運動をやるだろうが、それを取り締まることによつて国民の安心感を得ようとするならば、それは批准することの意思に反する、逆行したいわゆる事業法の改悪ではないかと思ふが、さういふ点について、大臣はいかように考へておるか、御答へ願ひたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私が先ほど来申し上げておりましたやうな、政府部内における調査研究に對して何か影響を持つてゐることを申すことは自由なる検討を阻害することになると思ひますので、私は部内においても何も差し出がましいことをもちろんいたしておりません。しかしながら、石井報告の5といふところに「公共企業体等の業務の適正な運営を確保するため、事業法中の諸規定についての不均衡等につき、その調整をはかることについて検討する必要がある」と、こういふことを述べられておられます。こういふやうなことに對しては、この非常な時代におくべきものをこの際どうすべきであるか、労働の石井小委員長の報告にもあるから、さういふことも当然これは再検討を要することであるといふことは私も認めておられますけれども、さういふふうな調整をしようとしておるかというふうなことは、今一生懸命でやつてゐる最中でありませうから、私からは別段何とも申し上げかねる事情であります。

○小柳勇君 事業法などの時代おくれだといふこととこのILO条約の八十七号批准、あるいは四三条三項なり、五三条三項の削除といふものと一体どのような關係があるのですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 自由民主党の政務調査会の中には、公労法に罰則規定を設けて、国民が期待いたしておるやうな業務の正常なる運営を側面から援助すべきであるという意見もありません。しかし、私どもは労働関係法にはなるべく罰則規定というものはない方がよいという考へ方を持つておられますが、しかしながら、さういふやうな点について政府部内ではいろいろな角度から検討しておる、さういふことであります。私は本来公益事業の事業法の公共性をみずから保持するために設けられた規定であると存じております。その事柄がたとえば労働運動に端を発して、事業法の違法行為が行はれたといつたしまして、労働組合法の保護を受けるべき事項といふものは、明らかに労働組合法上に明記されておることでありまして、それを逸脱したる違法行為が法益を優先的に受けられるといふことはあり得ないことであるといふことは、憲法の命ずるところに於て国民の法益は平等である。でありますからして、労働組合運動なるがゆゑに特段な違法行為を保護されるといふことはあり得ない。しかし、労働組合運動として組合法に規定されておる特殊な恩恵、これは当然守らるべきである。しかし、それ以外法益は平等である。ことに先ほど来お話のありました公共企業体の事業の公共性はやはり絶対多数の国民の期待を裏切ら

ないといふことと、さういふやうな点について政府部内ではいろいろな角度から検討しておる、さういふことであります。私は本来公益事業の事業法の公共性をみずから保持するために設けられた規定であると存じております。その事柄がたとえば労働運動に端を発して、事業法の違法行為が行はれたといつたしまして、労働組合法の保護を受けるべき事項といふものは、明らかに労働組合法上に明記されておることでありまして、それを逸脱したる違法行為が法益を優先的に受けられるといふことはあり得ないことであるといふことは、憲法の命ずるところに於て国民の法益は平等である。でありますからして、労働組合運動なるがゆゑに特段な違法行為を保護されるといふことはあり得ない。しかし、労働組合運動として組合法に規定されておる特殊な恩恵、これは当然守らるべきである。しかし、それ以外法益は平等である。ことに先ほど来お話のありました公共企業体の事業の公共性はやはり絶対多数の国民の期待を裏切ら

ないような正常なる運営が行われるように政府として努力することは、これは当然だと思つておられます。

○小柳勇君 公益事業の労働者の労働争議などについて、いわゆる争議権についての制限の問題と、罰則を加えて刑罰を加えることの問題とは、私はおのずから別個の問題であらうと思つて、あなたはそれを混同して、たとえは同じ労働運動にしても違ふといふことは、もちろん公益事業とその他の一般産業労働者とは違ふといふようなことを言われた。そのようなことは、さつき光村委員も言つておる通りに、大體理解はつくが、だからといってそういうもの、たとえば仕事をしたくないといふ、そういう意思に刑罰を加えるといふことはこれは強制労働ではないかといふことです。そのような強制労働を、あなたは今強制労働とされるようなことを事業法などで改悪をされようとしておる。そういう危険性があるので、重ねて私はその点をお聞きしておきたいと思つておられます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 政府、ことに私が天下に表明いたしております労働政策をごらん下されば、今小柳さんのおっしゃつたような御心配は毛頭ないといふことを理解していただけたらと思つておられます。

○小柳勇君 言葉を返すよりだけけれども、倉石労働大臣が労働行政の担当であるがゆゑに、私は非常に心配しなからうといふことまで言わざるを得ないわけですが、今までの労働大臣が、かつて自民党の労働問題の調査会の責任者であつたところからの私も労働運動の責任者の一人であつて、そういうようなものろの弾圧の教々の施策を承知し

ており、私自身そういう弾圧を受けてきた一人であるので、再びそういう悲惨なことが日本の労働運動に起らないように、私は今労働大臣に質問をいたしておるのをごさいます。

そこで、四三三項の削除、五三三項の削除だけをやればILOの批准をすべきである、このような答申案に基いて、そのあとの方の第三項の方を重点にして事業法などの改悪を今考えられつつあるものである。もう一つ極端に言うならば、これも正式の場面で大臣の発言をまだ私聞いておらないのであるが、われわれが、自民党などの労働問題に対する考えを仄聞するところによると、全通などの役員解雇の問題すら批准の問題と関連して論議されておるようであるが、もしそういうことであるならば、われわれとしては、もつと別の角度から大臣に対していろいろの問題を提起し、これをただしておかなければならぬが、その点についてどのようにならぬか、御答弁願つておきたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) 先ほど来申し上げておりますように、公共企業体の労働関係の正常なる運営が行われることを期待すると、これは政府が申しとおるのではありません。国民が皆そういうことを考えておるわけでありませう。そこで、公労協の中でもいわゆる国鉄労組は、先年藤林あつせんといふものを尊重して労使がこれに服した。私は、国労があつたにだんだん正常化の方向に進んでいかれることは敬意を表しておる次第であります。同様に公労協の中でそういうものがある一方において、わざわざ法に禁じてあるような態度をとられる全通といふもの

の行動については、労政を担当しているものから見てまことに遺憾であります。同時にまた、ILO八十七号条約を批准することによつて、今まで不法な行為をとつておつたものが、これは合法化するものであるといふふうな考え方は、これはやはりおとなの組合ではとらないところだ、従つて、労政担当の私どもの立場からあえてよい御注意を申し上げませんけれども、やはりILO条約を批准するといふのは、ILO憲章にいつておる通りに、平和な産業を推進していかれる労使の正常な運営を期待する、同時に、そのことによつて国の産業も維持しながら労働者の生活待遇をこのようにして向上していくことができるか、これがILO憲章の趣旨であり、日本政府もその趣旨を尊重してこれに協力いたしておるのではありませんか、私は相当良識のある指導者がそろつておる全通の労働組合の諸君は、政府のこの望むた態度に対して、やはりILO条約に参加しておる日本の労働組合の諸君として、もちろん正常化に進まれることを期待いたしておるのではありませんか、私どもは別段これについて、とやういふことを申し上げることは遠慮しておるわけでありませう。

○小柳勇君 はつきりものを言われないうで、もう少し質問しておきたいと思つて、昨年十一月二十日にILO理事會で満場一致採択されて、日本の政府に対する勧告が出ておる。その中で「日本政府が労働組合の自由を保障するといふことを条件として日本がILOを復帰を許された事実」に注意を喚起すると共に、日本政府がすみやかに現法を改めるよう希望すると言明した。

と、こういうようなことで四三三項があるからといつて、そのように全通の三役の解雇、従つて、国交拒否と、このような一方的な日本政府の解釈に対しては、ILOの理事会としても満場一致を要するといふべきでないといふ精神が貫かれておるが、労働大臣は一体どのようにお考えですか、労働大臣を感じておられるか、受け取つておられるか、お答え願ひたいと思つておられます。

○國務大臣(倉石忠雄君) ILOの結社の自由委員會で、公労法四三三項がこの条約の趣旨に抵触しておるといふ注意を喚起するといふことを申さう注意を喚起するといふことを申さう、それが理事会に提出され、理事会からはこういうことがあると、そこで日本政府は労働問題懇談会に今研究を依頼しておるようだが、その答申が出たならばそれを通報してもらいたい、こういうことを日本政府に申し入れてきておられます。日本政府は八十七号条約を批准するといふ決意をしたといふことを即刻ILO事務局に通報いたしまして、事務局からは、日本政府の態度を大いに歓迎する、その批准の国内準備をされることを期待いたしておる、こういうことでもあります。従つて、ILOの精神についてわれわれが協力するといふ態度については、大いにILO事務局も歓迎する、本年はILO創立四十周年記念に當るので、世界十大大産業国の一つとして日本政府代表もぜひ出席してもらいたいといふ、それに加えて歓迎の言葉を言つてきておられます。私も、ILO条約を批准するといふ建前をここで確認いたしておるわけでありませうから、そのために先ほど来申し上げましたような諸般の準備を政府はしておる、そういう段階であります。

○小柳勇君 大臣は、ことしのILOの総会に出る前に批准決議案を国会に出す、承認を求めて出る決意ですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいまそういう招請状があらためてモース事務局長から参つておるわけでありまして、日本の政府の労働大臣が出席するかどうかはまだきまつておりませう。○小柳勇君 このような大事な時期であつて、しかも記念すべきそういうふうな総会であるので、大臣は個人の意思でもいいが、とにかく批准してその總會に出席するよう御意思をここに持たれないものかどうか、いま一度質問しておきたいと思つておられます。

○國務大臣(倉石忠雄君) ILOに協力するといふ建前で、一昨年初めて私が当時の日本の労働大臣として出席いたしまして以来、その次の労働大臣もたしか御出席になりました。しかし、本年は日本の政府の労働大臣が出席するかしないかといふことについて、また政府内部で意見がきまつておりませう。

○光村基助君 先ほど全通の問題が起りましたが、全通が今の解雇三役を取りかえなければ、あなたの方はこれを批准しないとおつしやるのですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 私は、やはり現行法といふものはどこまでも法律は尊重してもらわなければならぬ、こういう建前をとつておられます。個々の労働組合の行動についてはいろいろのことを私も申し上げるより、先ほど申し上げましたように、皆さん良識を持つておられるりつぱな方が大ぜいおられるのでありますから、

おそらく国民の期待を裏切らないような御態度に出るであらうと、こう考えております。

○光村基助君 それは大臣のお考えなんですがね、先月の十八日に、この答申案が出た明けの日だったと思えます。朝日新聞ですか、全通が解雇三役を取りかえない限り批准しないという意味が出ていた、そうすると、ほかの組合で非常に迷惑するのです。だからあなたの方のお考えを端的に聞いてみるわけです。全通の解雇とILOの批准とは全然関係がないと思つていいのです。解雇の問題については今争つてゐるのですが、解雇三役を抱えているから批准しないなんという事は、非常に私に言いがかりだと思つてゐます。

○国務大臣(倉石忠雄君) きわめて、人間の社会でありますから、事柄はデリケートでありますから、私のような立場の者がいろいろ申し上げない方がいいと思つてゐるかもしれませんが、私はさつき申し上げておりますように、ILO憲章を尊重するという建前を皆がとるのでありますから、ILO憲章はやはり時の国内法は尊重すべきものであるという事を明らかにいつてゐるのでありますから、このILO条約の批准を強く希望される方は、ほかのILO条約の、憲章の他の部分をもちろん尊重されるという事を予期しておるわけでありまして、どうぞ一つそういうふうに進められるように何分お願いいたします。

○藤田藤太郎君 ずいぶん勝手なことが言えたものだと思つてゐるのですが、ILOの宣言、憲章というものの一番冒頭にうたつてゐることは、結社の自

由ということなんです。世界宣言でも、二十条の1に人はすべて平和的集合及び結社の自由を享受する権利を持つと世界宣言でもいつてゐるし、旧憲法から今日の憲法においても結社の自由というものが、これは世界中の人がこれを申し合せて認識をして、そうしてよりよい世の中を作つていこうじゃないかという申し合せ、これは歴史的に続いている、それでしよう。この続いてゐることに違反した法律を作つておいて、私は法律に違反してよろしいといひませんよ、しかし、憲章を守るといふこと、世界宣言といふような世界の申し合せを守るといふことがむしろ法的には先行するんじゃないのですか。あなたのおつしやることを聞いてみると、けしからぬ、けしからぬと、ILOの憲章を守るといふことはいかなるものによつても従わなければならぬという言い方ならば、この結社の自由といふものを先に確立してもらひましようや、日本の憲法はこれは基本法でありますけれども、労働三権が明確に保障されてゐる。いろいろとそれについて制限法を出しておるけれども、憲法の論議を私はいたそうとは思いませんけれども、しかし、ILOの、たとえば憲章にしても宣言にいたしましても、一番冒頭に出てくるのは結社の自由なんですよ。これが人間社会の発展の基礎であるというふうに明確に言われてゐる。私は今の大臣の言葉、それだけではどうも納得いきませんよ。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私はいつも申しておりますように、労使関係といふのは二つある、二通り考えられると思つてゐる。一つの事業を労使双方で協力してより立てていく、そうして得たる果実を分配する場合には、今度は対立といつてはおかしいのですが、違つた立場でやはりできるだけ要求するといふものに、今度は対立的な労使関係といふものが生まれる。それをうまく運営していくといふところに労働政策といふもの、せつかく政府は労働の尊重を尊重して、そうして大乗の見地に立つてILO条約八十七号を批准する、こういうことになつたわけでありまして、二本の手をぼんと打つたときにどつちの手が鳴つたかとかいふような理屈は言わないで、両方鳴るのでありますから、一つ八十七号条約の批准をされると同時に、それに関係のある労働組合もさつと同じように正常化になる、こういうことになりましてならば、日本の労働運動界には、非常に明朗な空気が漂つてくると思つてゐます。そういう意味で、私は、良識ある人たちが、やはり政府のILO条約批准という堂々たる立場に協力をしていただく、こういうふうにやつていただくことがいいんじゃないかと思つてゐるわけなんです。

○藤田藤太郎君 手をぼんと鳴らして八十七号批准に踏み切る……。八十七号という、結社の自由、団結権の擁護というふうなものは、私は批准する、せぬと、よその国から言へば、そういう言い方はちよつとどうかしれませんけれども、こういうことが国内で支障を来たしてゐるというところはないと思つた、実際問題として、こういうことが日本はおくれているわけですよ。世界人類の共通した生活の中で、世界宣言でもILOの憲章でも、結社の自由と

いうことはもうこれは世界中の常識なんです。これを、たまたま全通の人々が、今の制限された法律の中で云々と言われまふけれども、四三三三と五三三三をおとりになれば、これは何にも違反をしてゐるわけでも何でもないの、当然に結社の自由という姿が表われるだけじゃないですか。まるでこれを、労使関係が均衡——大乗の見地から譲歩云々という、これはあなた、中立的な労働行政を担当される大臣としては、そういう言い方じゃないに、もつと世界共通の結社の自由といふものを、行政の長たる大臣は、どうして確保しようかといふような形で私は進んでもらいたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) どうも、先ほどから私の申し上げておることを、わかつておつしやるのか、私の言ひ方が手だから理解していただけないのか、よくわかりませんけれども、私は、今藤田さんのおつしやつておられるように、批准しないと申つてゐるのじゃないのでありますから、批准のための準備を今している、こういうことでありますから、その点について、それならば、やはり、今違法行為をしておるといわれて国交を拒否されてゐるような方々も、せつかくこういうふうな大乗の見地に立つて政府も批准しようといつておるのだからして、これは一つ、国民の期待を裏切らないように労使関係を正常に復せようと、こういう気持ちになつてもらいたいと思つてゐる、私一人ではないと思つてゐる。

○藤田藤太郎君 あなたはいろいろおつしやいますけれども、しかし、問題の基本といふのは、私は、結社の自由、団結権の擁護という国際的発展の、世界の人みんなが努力してきた姿だと思ふ。公共性云々という話がさつきからありますけれども、それじゃあどうですか、イギリスの今の交通関係やその他、あそこはほとんど国営です、基幹産業は、働いて生産をするという意識、その生産したものが自分の生活へ返つてくるという意識、そういう面から考えてみまして、おのおの、私は、各種分野その他において、全体の生活を上げるために努力をしていくものだと思ふ。そういう努力をしていく者が、やはり自由にものを言ひ、自由には結社ができ、それに参加し、おのづから自由に自分の意思をよりよく反映してくる人を選ぶといふ、これは私は国際常識の初歩だと思つてゐます。この初歩の問題を作るために努力されるのが、私は、労働者を保護される労働省の大臣の役目ではないかと思つてゐる。それが、どうも今のうちに、その話を聞いていると、まるで調整あつせんをしてゐるやうなもの、言い方のやうに僕に聞かせる。労働大臣といふのは、調整あつせん機関でも何でもありません。行政政府といふものは、世界の流れの中において、九千万の国民がどれだけ幸福になつていくかといふ中において、あらゆる世界のおつき合ひもありますから、その中でだんだんと進歩的な近代国家を作るために努力される立場にある、私はそう思ふ。ところが、その点がどうもちよつと理解がしにくい、どうもそういうお気持ちがでないのかしらませんが、こちらはこうだからこちらもうこうだといふ格好で手をたた

いてきれいにしたい云々じゃ、ちよつと筋が通りにくいと思ひますが。

○國務大臣(倉石忠雄君) 公共企業体の経営者というのはだれであるかというところは、全通の方々が交渉相手とされる者は郵政大臣であり、あるいはまた、國労は國鉄總裁、しかし、その國鉄總裁が、自分たちの持つてゐる株式によつて運営をされてゐるものじやないことはもちろんでありまして、だれが経営しているか、これは國民でありまして、われわれは國民の負託を受けて國營事業といふものをやつてゐる、そこでそういうふうな事業に従事してゐられる方々の労使關係といふものが正常化でなければ、國民に対して相済まぬといふことを、行政を担当してゐる者が考へることも理解をしていただけると思ひます。従つて、そういう事業の公勞協に従事しておられる方々が、わざわざ法律に許されておらないやうなことをなさるといふことについて、はなから残念である、従つて、せつかく結社の自由といふことの條約、これは皆さん方御承知のやうに、ILO參加のうちの三十五カ國が批准してゐるだけであります。日本が今度それに加わるわけでありまして、そういうふうな非常に少いところにも日本が喜んで參加するといふことでもありますからして、私は、やはりそれに關係のある労働組合としては、國民の期待しているやうな正常化にともなひ努力することは期待するものも行政当局としては當然じやないか、こういうふうな思ひであります。

○藤田藤太郎君 今、公共事業についてその経営の主体になる者がだれであるかという議論がありました。しか

し、たとえば、私は先ほどのイギリスの例をとりましますけれども、國營ですから、交通機關にしても電氣にしても、いずれの場合も國營でございまして、國營といふことは、國民が選んだ國民の事業であり、その労働者は団結権の自由、結社の自由を制限されるわけじやなしに、罷業権まで持つてゐるのです。このことは、私は、大臣もILO總會に行かれ、欧州各國を回つておられてよく御存じのはずだと思ひます。

その点はどうかですか、今いろいろの問題を言われましますけれども、そういう非常に苛酷な、団体交渉もせない、こゝろの形で組織を認めないといふやうなものが、この世界の流れに順応して行政を立て、國政をお立てになつてすれば……たとえば今引つかつてゐる問題の四條三項、五條三項を削除しないといふ労働者でも結論を出してゐない、私は世界の多くの國がこうやつてゐるからこそ、こゝろの結論が出たのだと思ひます。たとえば今批准の問題をおつしやいました、三十五カ國、日本がすれば三十六カ國だと思ひます、たとえばアメリカの例をとりますと、アメリカは団結権の自由云々といふ問題は、私はまだ批准をしてないんじやないかと私は思ひます。間違つていたら訂正をいたしますけれども、そのアメリカに結社の自由云々、団結権擁護といふやうな問題で制約や制限がありますか。単に批准をしてゐるという三十五カ國のみでなしに、結社の自由、団結権の擁護なんという問題は、今日の近代國家の中ではそういうものはもう過去の問題で、私は労働省當局にはたくさん有能な方がおられる、これはもう私がこゝで説明せぬ

でもわかり切つてゐる問題だと私は思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 政府はすでにILO八十七號條約を批准するといふ建前をとつたのでありますからして、結社の自由を阻害しておるといふお話につきましては、われわれはそれを削除することに決意をいたしておるのではありません、それはその御意見は私どもと一致しておりますから申し上げません。ただ公共性を持つておる日本の事業といふものについて、國民の期待するところを裏切ることのないやうに、できるだけ政府といふものは、努める義務がある。それからまた、存在したとしております法律といふものは、どこまでもこれは國家意思として決定されたものが法律なんでありまして、それは守つてもらわなければならぬ、こゝろのことを申し上げておるわけでありまして。

○光村基助君 先ほどから全通が違法をやつてゐる限りは批准しないといふやうな……批准しないとおつしやらないのですけれども、良識に待つといふやうなことを言つておられるのですけれども、四條三項ができた趣旨は、あんな予算委員会がだいたふ得々として言つておられましたか、もう一度こゝで聞かしてもらひたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) どういうことであるかおぼれませんが、四條三項について、多分四條三項ができた当時の話だと思ひますが、初めは四條三項を私どもは、これは御承知のやうに、占領中にマッカーサー司令官から英文で原案を持つてきました。つまり二・一ゼネストを禁じられましたあとで、政府の現業はこれは公共企業体といふもの

のにしよう、公共企業体といふものができて、そしてそれには公共企業体等労働關係法といふものを作らうではな

いか、そこでそういう案が出されたが、私どもはそれに基いて、どなたが大臣であつたかはつきり記憶してありませんが、両院において審議をいたしました。その英文で書いてきたものには、四條三項みたくやうなものはありませんでした。そのうちに國鉄の経営者も労働省側も同じ意見であると言つて、そしてその従業員でないものは組合へ入れないといふふうにしてもらいたいといふ話がありまして、それからまた、光村さんも御承知のやうに、大體組合自體の規約を讀んでみまして、この組合には、この従業員が組合員になるといふやうなことを、規約の中でも申しておりました。従つて、われわれとしては、当時レッド・ページを受けました激しい共産黨運動をしておるものを排除するといふ考へ方が両方にありましたから、それをわれわれは國會の中で入れることになりました。そういう過程で、そういう沿革で、こゝろに浮んできたんだというお話を申し上げたのであります。

○光村基助君 一部分はなるほど私も当時組合の役員だつたからわかりませんが、その司令官の英文の中に、四條三項のやうな規定はなかつたとおつしやるのですか、あつたのです。これはあなたの何かの間違ひじやないかと思ひます。この公勞法四條三項は、英米その他連合國の占領下において、一九四八年十二月、そのGHQの強力な指導のもとに制定された公勞法の中に設けられた規定で、その後、引き継ぎ存

続するに至つたものである。この規定は共産主義ないし極左指導者がその中心勢力を占め、組合運動がきわめて過激な傾向を示した当時の労働情勢にかんがみ、これらのものから組合運動を守るために設けられたものであり、このやうな過激な組合運動の傾向に反対した組合内部の民主勢力も賛成した。さういふ段階をあなたはあつしやるのです。これは強力なGHQの指導文書の中にあつたのです。この点はあなたと違ひ、書いてあるやうに、当時の情勢下にはこれを作らなければならなかつた、これは政府の文書ですよ。私はあなたにそれを言つてゐるのじやない。あなたの間違ひです、あなたの方

の。政府の指導者も当時の共産主義ないし極左指導者が中心勢力を占めて組合運動が過激な方向になるからといふので、当時これを入れたのです。その後、組合運動がどうなつてゐるか。だんだん一時は實際に上りばを抜かれたやうに、穏健な民間組合といふものになつてしまつたのです。そのやうな、当時こゝろの強力に組合運動を弾圧するやうな……弾圧するといひますか、当時われわれはこれは便利だと思つたかもしれません。しかし、時代が變つてきてゐるのです。もう二十四年からことしは三十四年ですから、十年一昔と言つてゐるのです、時代が變つてきてゐるのに、あなたはまたこの法律が現在適法だなんとおつしやるのですか。全通は、今の解雇されたのは去年なんです。これはもうずつと前から四條三項は削除してくれんといふことと運動をやつてゐる。倉石さん、二十八

年か九年かも労働大臣だつたですね、

何年ですか、二十九年か八年だったと思います。そのときに、私は、全通の副委員長をしておりましたが、この臨時公労法審議会なんというものがあつたときも、四三三項はもう取つたつてしまつたやないかという意見が出たくらいなんです。最後にこれを取つたから問題にしているの、今全通の三役が解雇されているから、第四三三項をのけてくれというのを言つていふものではないのですよ、われわれは一つも。きのう朝日新聞を見ますと、日経連の弘報委員長の今里という人が「公共企業体の労組で違法行為の故に解雇された組合役員をヒゴ（庇護）し、これを合法化しようとした動機から出たものである」、政府もそういうことを言つていて、われわれは決してそういうことを言つてゐるんじゃない。もう二十九年かの解雇されないはずと前から、これは今の労働運動の状況に合わないから変えてくれというのを言つてゐるのです。それが一つと、さつき言いましたような二十四年の当時のあの私が読み上げたあいうひどいと今と情勢が違ふというので、すね。そういう何が合わないから、この四三三項をはずしてくれと、こういうことを言つてゐる。

すね。それに従つて全通の三役が指令を流したのに、解雇されるのは不当だということをやれわれは言つてゐるわけなんです。この問題は今裁判所で争つてゐますから、不当か不当じゃないかはいづれ判決も出ると思いますが、だからわれわれは、決して全通が違法な行為をやつてゐるのじゃないというのを申し上げてゐるのです。一応長くなると、あなたごまかすから——これについて一つ、その時代と今は情勢が違ふのじゃないか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 全通労組の個々の活動について、私は申し上げることは遠慮いたしますが、要するに、現在の全通労組というものは、法に定めたる代表権を持つものではない、このういふことで団交を拒否されることは私は正しい行為であると思つております。従つて、ILO八十七号の条約を批准することによつて、非合法だと言われているものが合法化するようならば、法治国家としてはゆゆしいことではありますから、現行法はこまでも守つてもらわなければならぬ、こういう建前を変えるわけにはいかないのではありません。

労働運動の行き過ぎを直して、民主化同盟なんものができて、そうしてはんとするに一時は資本家の御用組合だと言われるぐらい資本家と協力して、今日の日本の産業が成り立つたというところを、あなた御承知だと思ふんです。産業がどんどん発達して、日本は先進国家になつた、こんなに違ふんです。それにいかかわらず、こういう労働組合を弾圧するような法規を今まで置いておく、これが矛盾してゐないかということをお聞き願ひしてゐるんです。どうですか。

た者を含めた労働組合は公労法上の組合とはみなすことはできない。こう言つてゐるんです。憲法上の組合と認めて、そして委員長は組合の代表者であるというのを憲法上認めてゐるんです。これを私は団体交渉を拒否するといふことは、これはどうも不慮だと思ふんです。これはどうですか。

してゐるから、日本は早く批准をしないという勧告が出てゐるんです。これは全通や機労、国鉄が提訴して、そして、確かにこういうやり方は不当だといつて認めて、で、日本でもこれを批准されるまでに踏み切られたのは、あなたの方の自主的じゃなくて、これはいわば世論の袋だきにあつたようなものです、言葉はひどいようですが。まあそれはそれとして、団体交渉を拒否してゐるのが当然だと思つてゐるんです、郵政省は都合のいいときには団体交渉をやられてゐる事実がある。去年の十一月ですが、二四協定というのがある、郵政省が郵政従業員で互助会というものを組織してゐるんです。その互助会のいわゆる掛金を従業員から徴収することを団体交渉でやつておられる。解雇された委員長の野上元と、人事部長の佐方さんの名前ですが、どちらかで団体交渉をやられてゐる事実があるんです。これはどうですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) ILO八十七号条約を批准するといふ建前をとつた以上は、私もやはり結社の自由といふものはたとへ公企業であつてもなるべく拘束するようになつては早く排除した方がよい、こういうことは考へております。しかしながら、その法律によつて来たところの淵源は別といたしまして、やはり時代がそれぞれ交つてきたから法律を改正する必要はあるではないかという御意見については、私も傾聴することができると思ふますが、それだからといって、現在存在いたしておる法律を無視してそれを許容するといふことは、法治国家としてはできない、こう思ふます。

○国務大臣(倉石忠雄君) ILO八十七号条約を批准するといふ建前をとつた以上は、私もやはり結社の自由といふものはたとへ公企業であつてもなるべく拘束するようになつては早く排除した方がよい、こういうことは考へております。しかしながら、その法律によつて来たところの淵源は別といたしまして、やはり時代がそれぞれ交つてきたから法律を改正する必要はあるではないかという御意見については、私も傾聴することができると思ふますが、それだからといって、現在存在いたしておる法律を無視してそれを許容するといふことは、法治国家としてはできない、こう思ふます。

○国務大臣(倉石忠雄君) ILO八十七号条約を批准するといふ建前をとつた以上は、私もやはり結社の自由といふものはたとへ公企業であつてもなるべく拘束するようになつては早く排除した方がよい、こういうことは考へております。しかしながら、その法律によつて来たところの淵源は別といたしまして、やはり時代がそれぞれ交つてきたから法律を改正する必要はあるではないかという御意見については、私も傾聴することができると思ふますが、それだからといって、現在存在いたしておる法律を無視してそれを許容するといふことは、法治国家としてはできない、こう思ふます。

○国務大臣(倉石忠雄君) ILO八十七号条約を批准するといふ建前をとつた以上は、私もやはり結社の自由といふものはたとへ公企業であつてもなるべく拘束するようになつては早く排除した方がよい、こういうことは考へております。しかしながら、その法律によつて来たところの淵源は別といたしまして、やはり時代がそれぞれ交つてきたから法律を改正する必要はあるではないかという御意見については、私も傾聴することができると思ふますが、それだからといって、現在存在いたしておる法律を無視してそれを許容するといふことは、法治国家としてはできない、こう思ふます。

○光村基助君 それを言つてゐるんじゃない、私がさつき言いましたように、二十九年当時、占領軍の強力な指導のもとに作られたこの四三三項は、時代に合わないといふのです。それと、大臣は、今までの発言の中に、日本はこの二十四年ごろと今とはだいぶ——工業も先進国家になつてゐる、いふことをおっしゃつてゐる。これは、資本家だけの私は功績じゃないと思ふんです。労働組合自体も、あの過激な

○光村基助君 それを言つてゐるんじゃない、私がさつき言いましたように、二十九年当時、占領軍の強力な指導のもとに作られたこの四三三項は、時代に合わないといふのです。それと、大臣は、今までの発言の中に、日本はこの二十四年ごろと今とはだいぶ——工業も先進国家になつてゐる、いふことをおっしゃつてゐる。これは、資本家だけの私は功績じゃないと思ふんです。労働組合自体も、あの過激な

○光村基助君 全通は適法な代表者を持つてゐないから団交を拒否するのが当然だと思ふんですが、裁判所の判決の中に——これは機労がやつたんだと思ふんですが、「当該労働組合は、憲法による労働組合としての資格を有し、その委員長は組合の代表者であることは認める。」と言つてゐるんです。ただ、「しかし、従業員のみを組合員とするものでなく、解雇され

○光村基助君 この代表権は、全通はさつきも言いましたように、四百何十人という代議員を集めて、首になつてから——三役が解雇されてから、これを大会で正式に二十四万の人が選んでゐるんです。これを正式な代表と認めないといふことは、これはいゝわゆるILO条約の精神に反するんじゃないですか。

二四協定といふのは御承知の通り、労働基準法二十四条の協定でございまして、基準法上の協定と申しますと、いわゆる団体交渉——労働協約を締結するための団体交渉と手続が違ふのでありまして、われわれとしましては二四協定あるいは三六協定というものは基準法上特別な手続だといふ解釈をとつております。その場合に野上元の名前で、郵政当局とも正式なそういう協定書ができておるとすれば、それは法的な問題があつたと思ふますが、そういう内容につきましては私はよく存じておりません。

○光村基助君 それは、日本の四三三項には抵触するかもしれないが、ILOの精神には私は反してゐると思ふ。反

○光村基助君 それは、日本の四三三項には抵触するかもしれないが、ILOの精神には私は反してゐると思ふ。反

○光村基助君 それは、日本の四三三項には抵触するかもしれないが、ILOの精神には私は反してゐると思ふ。反

○光村基助君 それは、日本の四三三項には抵触するかもしれないが、ILOの精神には私は反してゐると思ふ。反

○光村基助君 それは、日本の四三三項には抵触するかもしれないが、ILOの精神には私は反してゐると思ふ。反

○光村基助君 文書は出ておるでしょ
う。文書を契約したでしよう。

○説明員(佐方信博君) 当時の関係者
として御説明申し上げますが、御承知
のように、二四協定は、基準法に基き
まして各事業場ごとに結ぶというこ
とになっておりましたので、われわれとい
たしましては全部現場で結んでほし
いというところで現場を指導いたしまし
た。しかし御承知のように、二四協定
というものは俸給から天引きする問題で
ございまして、互助会、弘済会等の
金につきましては、全通本部が、中央
で何らかの話し合いとみんなが納めな
いので、何とか話をしようということ
で持ってきた。私たちはそれはもちろ
ん困るのだ、二四協定というものは当
然現場でやることだから、そんな必要
はないということを強く申ししたのであ
ります。しかし、みんなの月給から引
くのでありますから、何らかの文書が
ほしいというのでしたので互助会、
弘済会というものは何ら郵政事業と関
係のあるものではない。従つて、労使
紛争の外に置こうじゃないか。だか
ら、労使間の紛争と全く関係なく、そ
の紛争の外に置こうという文句まで書
いたのであります。そこまで書かぬ
でもいいじゃないかというので、今
後、郵政省と全通とは互助会、弘済会
の育成をはかるために俸給から引い
ていくというのを宣言したわけであ
ります。今までの協定というのは、御
承知のように、俸給から削除するこ
ろの協定である。それから第一条にそ
の目的をはっきり書き、第二条に内
容を書き、第三条に期間の定め等も
おきますけれども、何にもそういうこ
とをしておりません。労使紛争の外に

置く。全く関係のないところの法人を
労使紛争の犠牲にするのはいかぬから
ということでした。それから、それから
組合としても、そういう前例となるも
のじゃないというのをはっきり明言
しております。従つて、私は何ら団体
交渉であるとか協定であるとかいうこ
とはない、こういうふうに考えており
ます。

○光村基助君 あなたの方はそうおつ
しやるけれども、正式文書をかわした
というところは郵政局長、認めますね。
これはいいです。これはわかつたので
す。

それからもう一つ、お年玉はがきの
問題で、全通と郵政省とが話し合いを
したことがあるが、これも団体交渉
じゃないとおつしやるのですか。ちゃ
んと話をして、これは年賀はがきを
配達することをやりましようというこ
とを約束しておるのです。これは団体
交渉じゃないとは言わせませんよ。郵
政大臣が交渉室でやらなかつたかもし
れませんが、自分たちの都合のいいと
きに全通に呼びかける……まあどつ
ちが呼びかけたというところは別とい
たしまして、やはり団体交渉——文書に
はなつておりませんが、自分たちの都
合のいいときにはお年玉はがきは国民
が希望しておるからやつてくれな
いという話し合いをして、そうしてこ
しの正月は、年賀はがきというものは
ほんとに労働大臣の言われるよう
に、業務の正常な運行を示したの
です。こういう自分たちの都合のいい
ときにはやつておるのです。都合の悪い
ときには団体交渉に應じませんなん
というところは、郵政大臣どうい
うことですか。

○國務大臣(寺尾壽君) 光村さんか
ら、今お年玉のときには団体交渉を
やつておる、こういう御指摘でありま
すが、全然やつておりません。これは
年末に非常なる郵便物の滞留、遅配
あるいは年賀郵便を取り扱わない、こ
ういうような、全通労組が非常に国民
の迷惑になるようなことをやるかの
とき行為があつたのでありますから、
十二月の十日に、最後の私の警告とい
たしまして、幹部を呼びまして、そし
てこのことに対して最後の自分は注意
を促し、警告する、こういうことを申
したときに、幹部諸君が快く、それで
は大変がさう言うことであれば、いさ
ぎよく一つこれから実力行使も中止を
し、そうして郵便物の遅配等のないよ
うに努力すると、まことに私としては
全通労組のその態度には非常に感激を
したのであります。そういうことによ
つて私の注意、警告を聞き入れて、
進んで全通がその責任を果していた
だ、こういうことでございまして。

○光村基助君 良識のない組合だと
言つてみたり、つまらぬところでおだ
ててみたり、あなたのおどかしで全通
の幹部がびくびくしてやめまうと言
つたのですか。少くとも超過勤務の分
方から、いろいろな問題をやつてい
るじゃないですか。ここじゃ言えない
から私も追及しません。おそろく全通
の三役もあなたにおどかされて、はい
うですとか言つたのじゃないのでし
ょう。まああなたの立場を考へて追及
しません、そういうごまかしを言つて
はだめですよ。

もう一つは、きのう予算委員会であ
る木さんからも問題が出ましたが、日
本の全通は世界郵便電信電話労働組
合に加入しているわけですね。これに
今まで分担金を送つていたわけであ
る。ところが、送れないのです。きのう郵
政大臣も労働大臣も、おれはそういう
ことを知らない、こういうことをおつ
しやつておるのです。PTTヘドル
で送金するために主務大臣である労
働大臣の認可を必要とし、認可がなけ
れば送金できないことになつておる。
組合の認可申請に対して労働大臣は、
組合代表の名が被解雇者である執行委
員長野上元となつておることを理由に
認可申請を却下しておるのです。これ
は私は相当これだけはもう国際情勢上
大きな問題だと思つておる。さつき私
が言いましたように、裁判所でもさ
憲法上の組合であるとして、これは全通
の代表者として認めておる。それから
郵政省も団体交渉はしないが、全通と
いう組合は認めておるのです。まして
このPTTIに加盟してある分担金ま
で送らせないようにするということ
は、私はこれこそ世界の信用を失う大
きなものとだと思つておる。これは大
臣、一つ考へ直す必要はありません
か。

○政府委員(亀井光君) その経過につ
きまして一応申し上げたいと思いま
す。先ほど冒頭で、PTTIに会費を
納めるについては労働大臣の承認を要
するといふお話でございましたが、そ
ういふことは全然ございせん。すべ
て日銀の外貨の割当てでございませ
ん。労働省として、今までもさう
いふ認可の申請を受けたこともござ
いせんし、認可をしたこともござい
せん。ただ全通の場合におきまして
は、昨年の九月、中央執行委員長野上
元の名前をもちまして、送金するにつ
いての申請書に副申をつけてくれとい
うのは申し入れがあつた。この副申自
体は、法律上は何ら要件でも何でもな
いのでございせん。ただ日銀がさうい
う割当てをするにつきましても、一つの
心算として書かれておつた程度のもの
だと私は考えております。ところが今
申し上げますように、今回の郵政の
委員長野上元は公法上いらない法律上
の建前になつておる。そこで公文書で
なく、われわれとしましては、口頭で
野上元の名で持つてこられてもわれわ
れは返答しかねるから、適当な、たと
えば解雇されなければの名前で持つ
てくれれば、われわれとしましては十分
日銀方面への連絡をしてあげましよう
という実は回答をいたしたわけござ
います。ところが、その後、全通とし
ては何らの音さたがない。昨年の十二
月の十五日になりました野上元の名に
よる申請書に副申をつけてくれるか、
あるいはさうじゃないかというよう
な直接的な申し出がございましたので、
われわれとしましては、公法上の建前
上、その野上元の名前で申請されたも
のについてわれわれとしては判断する
ことはできないのだということを重ね
て申し上げたのでございせん。それに
対しまして、全通としましては、日本
銀行に対して事情を説明したのでそ
の申請書を戻してくれといふことで
ございせん。従つて、その後、全通の
組合が送金したかどうかということに
つきましては、組合内部のことござ
いますので、われわれ何ら関知しない
のでございせん。

○光村基助君 今大臣もお聞きの通り
だと思ふ。国内法であつたものでは

認めないとおっしゃるかもしれませんが、世界各國ではやはり八十七号を批准している国もたくさんある。三十四カ国もあるのですから、幾ら解雇されたからといって外国の組合に送ることまで認めないということは、實際上私は非常に行き過ぎだと思ふ。一つ労働大臣の注意を喚起しておきます。

それからもう一つ、最後に労働大臣に、これは言わなくてもいいことです。が、労働大臣は、日本が条約に加盟したのは四番目だと予算委員会でおっしゃっているが、これは大臣も少し勉強してもらいたい。私は資料を持ってきたてありますが、二十七番目です。今後はああいふ公式の席上では、もう少し事務当局も注意して大臣に容れさせないと、大きな物笑いになりますから、この点は最後に一本取った形で注意しておきます。

○小柳勇君 さつきの光村委員の質問に関連してですが、私も個人的には大臣を尊敬しておりますから郵政大臣を追及したくありませんが、事實は事實として究明しておきませんとなんですから、このILOの批准の問題と関連があるから明らかにしておきたいのです。が、昨年の暮れの十二月二十三日の決算委員会では、私は郵政大臣に、全通労組と団体交渉をされた事實を確かめました。そのときに大臣は、暮れの混乱を取捨するために全通本部の役員と話し合つて、団体交渉をやつて問題が円満に解決したということをはっきり証言された。その席で、私は、ILO八十七号条約批准の問題も目の前に控えているのだから、そのときには関係として、政府内部でILO条約批准のため一つ現在の実情を勘案して御協力

願いたいということまで要請しておきました。そのときに、大臣の言われたのは、いろいろの紛争はあつたけれども、本部役員と自分といろいろのひざをつき合せて話をし、自分の気持ちもわかつてくれたし、組合の言い分も聞いてこの紛争を解決した。従つて、私は、語を練いで、あなた方はたとえ代表者はだれだと言ふけれども、組織といふものは、二十万の組織は、その大会で選出した役員といふものを、あなた方は無視して、組合員と話をすることではできないだろう。その事實をもつて今問題になつてゐる団体交渉や、ILO八十七号条約批准云々という問題については、あなたは考えを改めてほしいということまで付言しておきました。が、この点についてイエスカノーか、郵政大臣からこゝで新たに発言しておいてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(寺尾壽君) 小柳さんの今のお話とは若干私は違ふと思つております。これは速記録をお調べいただきたい。でもわかることであろうと思ひますが、私は、この会見には確かに全通労組に対して感激を覚えました。私が注意をされたこと、これはここに人事部長もおりますけれども、人事部長も立ち会つて、私が公共事業として国民から預つたこの郵便事業、こういうものがこの年末を控えて正常に取扱われたいというところでは非常に不幸である。だから、私は皆さんに最後の注意を促し、また、警告を申し上げるのだというところによつて、これは光村さんがいろいろ今表現されましたが、まことにいさぎよく、実にりつぱに幹部諸君から、わかりました、やりましようというのであつたので、私はその日の

感激を——小柳さんの、どういふ者が来たかといふことのお尋ねをいただいたと思ひますが、私は、幹部を呼んでくれといふことであつて、そこにどなたがいらつたか、どういふ……大休、団体交渉等も行なつておりませんから、とにかく幹部を呼んでほしいといふて、十名ほどの幹部が参りましたときに、私は郵政省の分室で会見をいたしました。そして私の労働組合の注意、また、この事業の重大さといふものを説明をいたしました。そのとき非常にいさぎよく、それでは実力行使も取りやめるし、大臣のその言葉によつて、われわれも一つ積極的に責任を果すといふことで、これはまあ非常に劇的なシーンとでも申しましようか、決して、これをこうしてやるからどうか、あれがこうだからどうかといふようなことはみじんも申しておりません。ただ、私は、さすがにも全通労組だ、よくわかつてくれたのだといふ、いまだにこれは感激を持つておることです。これは団体交渉とか何とかいふものを超越をした、ほんとうにこれはもう、国民の負託を受けたこの事業、年末を控えてどうするか、どうしてやつてもらわにやいかぬじやないかという、一つの私の決意、また、注意を促したといふことでありますから、決して私がそれにえさを出したとか、あるいは要求を聞いてやるのかといふようなこと等は一言もございませぬ。

○小柳勇君 まあ個人の問題にわたりますから深く追及しませんが、そのとき会いました幹部は、三役外おまなる全通の幹部であつたといふことをあとで私は調査をしてわかりました。それから私が今申し上げましたことは、決算委員会の速記録を見ていただきますとその通りに言つておりますから、郵政大臣違つたと言われますけれども、違わないのです。あらためて申し上げておきます。そのことが、郵政大臣は一つそのときの感激をもつて、このILO条約が一日も早く締結できるよう促進してもらいたいと思ひます。

それから次は、労働大臣に申し上げますが、第一に、申し上げる点は、さつき国鉄機務が三役を交代して、四三項に沿うようになつて、労使関係が正常化したといふ発言がございましたので、その点について、そのときの実情と考へが、大臣の考へが違つておるというのを申し上げておきたいと思ひます。国鉄労働組合並びに機務車労働組合が三役を交代したのは、国鉄の場合にはあつせん案を受諾したといふ形、機務の場合には大会で決戦投票でかわつたといふ形、これはあくまでも組合組織の自主的な委員会並びに大会の決定に従つて組織の問題を処理していったといふことであります。それから四三項の不当性については、国鉄並びに機務とも前もつてこれはわかつておつたことであるので、あつせん案受諾の前に、委員長交代の前にすでに裁判所に提訴いたしました。憲法上違反であるといふ訴訟をしておつたことも大臣御承知の通りです。四三項のような、この法律が公労法の中にあるといふことは、団結権並びに団体交渉権などを侵害し、労働者の利益を侵害するものであるといふ立場は前からずつと今日まで變つておらない。そういうことも申し添えておきたいと思ひます。従つて、四三項があるから

それにマッチしよう、合わせようと、そういう意図で三役の交代がなされたものでない。あくまでも組織の問題として、これはそうすることが大会の意思であり、組織を確立し、労働者の生活並びに権利を守ることであるという観点に立つて組合みずから決定したものであるといふことを御認識願ひたいと思ひます。

それから次に、なぜあのような紛争が起きたか、大臣は、公労法の組合などが国民の期待に反して、国民の心配になるから四三項について今問題がある。あるいは事業法を改悪しなければならぬと言つておられますが、ずつと過去の数年間の国労並びに機務の紛争の状態を見てみると、あるときは調停案を政府が輕視し、ある場合には裁定を履行しなかつた。そういうことが直接の原因であつた。特に昨年の三月二十三日の汽車がとまつた場合は、一切これは国鉄当局並びに大蔵大臣の責任です。それにもかかわらず、当時の組合の代表であつた私以下十九名を首切つておる。もう少し詳しく言いますならば、三月十六日に国鉄總裁と私の間に年度末手当の支給が約束されて、一週間以内に大蔵大臣が決裁しなかつた。そのために、三月二十二日に自然発生的に職場では紛争が発生した。そういうものを取捨するのために中央執行委員会に闘争指令を出した。ところが、午後四時になりまして、總理大臣から支給の命令が大蔵大臣に指示されて、大蔵大臣がこれを運輸大臣の責任によつて支給したから列車が動き出した、闘争は解決した。大蔵大臣の責任ですら、労働組合として公労協の組合があればあやつたからと

二四

いつて組合の責任として問題を処理された。しかもそういうものが、今大臣の頭の中にはこのまま条約を批准したらとんでもないことになるということによつて、いろいろ、事業法の改正などあれだけの親切な委員会の諮問が出たにかかわらず、それをあえて引き延しながらいろいろこう工作を考えておられる。

従つて、私最後に質問いたしたいのは、ILO八十七号条約というこの国際憲章が十年前にすでに各国で批准され始めておつて、現在十年後、日本がなお批准しておらない。その批准する段階になりまして、労働問題懇談会の答申はあのように出たにかかわらず、なお労働大臣は、条件をつけようとしておる。そのような批准は、この労働条約の八十七号というこの条約の精神に反するのではないか、そういうふうには私は思ふのです。従つて、今私は、第一か第二を大臣はとられる立場にあるのだと思ふ。第一は、今一切のそういうような手続とか条件ということよりもまず先に、条約を批准すべきであるということに国会に承認を求められ

る。それはその懇談会の委員の中にも発言がありましたように、条約を批准することが先だ、国内法の問題についてはその後でもできるのではないかといい発言もあつた。第二には、手続をいろいろやろうとしておるが、その手続は四条三項と五条三項の削除で十分ではないか、その後の問題については各省のおの担当の方で不便な点があれば、営業法の不便な点があればその不便な点は結局改正するから、そういうふうに各省にまかせなければならぬ、それを労働問題と関連して労働大臣がいろ

いろと各省に連絡をとりながら事業法の修正をやることは、大臣としては行き過ぎではないか。従つて、今労働大臣として考えることは、第一の立場をとるならば、直ちに労働の答申そのまま批准することを国会に承認を求め

る。第二は、最小限度四条三項の削除、五条三項の削除をもつて直ちに批准に踏み切られる。この立場こそが、今大臣のとられることであり、条件付きの批准ということは条約八十七号に違反すると思うが、その点はいかがであらうか。この点を最後に質問して私の質問を終わります。

○国務大臣(倉石忠雄君) いろいろ御意見がありましたけれども、政府は、ILO八十七号条約を批准するということを方針を決定いたしました。その方針を決定するということについて、その方針通りに批准を求めるにつきましては、行政府としての責任上諸般の研究をいたしておる、その研究を急がせて、なるべく早期に批准が行われるように努力をいたしたい、こういう考え方であります。

○委員長(久保幸君) まだ質疑も尽きないようであります。本件に対する本日の調査はこの程度にいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久保幸君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、南方同胞援護会法の一部を改正

する法律案(予備審査のための付託は二月七日)

昭和三十四年三月十七日印刷

昭和三十四年三月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局